

吉賀町告示第13号

平成27年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月20日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成27年3月9日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	大多和安一君
三浦 浩明君	桜下 善博君
中田 元君	河村 隆行君
藤升 正夫君	河村由美子君
庭田 英明君	潮 久信君
安永 友行君	

○3月10日に応招した議員

○3月11日に応招した議員

○3月12日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○ 3 月 24 日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

平成27年 第1回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成27年3月9日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成27年3月9日 午前9時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成27年度町長施政方針
- 日程第6 請願第1号 農協改革など、「農業改革」に関する請願
- 日程第7 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第8 請願第3号 TPP交渉に関する請願
- 日程第9 陳情第1号 急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書
- 日程第10 発議第3号 資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）
- 日程第11 報告第1号 債権放棄について
- 日程第12 議案第6号 請負契約の変更について
- 日程第13 議案第7号 請負契約の変更について
- 日程第14 議案第8号 平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第9号 平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第10号 平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第11号 平成26年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第12号 平成26年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第13号 債権放棄について
- 日程第20 議案第14号 町道路線変更認定について
- 日程第21 議案第15号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第22 議案第16号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例の制定

について

- 日程第25 議案第19号 吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第26 議案第20号 吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第21号 吉賀町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第22号 吉賀町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について
- 日程第29 議案第23号 吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第24号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第25号 吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第26号 吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第33 議案第27号 吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定について
- 日程第34 議案第28号 吉賀町体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第29号 吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定について
- 日程第36 議案第30号 吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成27年度町長施政方針
- 日程第6 請願第1号 農協改革など、「農業改革」に関する請願
- 日程第7 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第8 請願第3号 TPP交渉に関する請願
- 日程第9 陳情第1号 急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書
- 日程第10 発議第3号 資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）
- 日程第11 報告第1号 債権放棄について

- 日程第12 議案第6号 請負契約の変更について
- 日程第13 議案第7号 請負契約の変更について
- 日程第14 議案第8号 平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第9号 平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第10号 平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第11号 平成26年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第12号 平成26年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第13号 債権放棄について
- 日程第20 議案第14号 町道路線変更認定について
- 日程第21 議案第15号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第22 議案第16号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第19号 吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第26 議案第20号 吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第21号 吉賀町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第22号 吉賀町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について
- 日程第29 議案第23号 吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第24号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第25号 吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第26号 吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第33 議案第27号 吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定について
- 日程第34 議案第28号 吉賀町体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第29号 吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定について
- 日程第36 議案第30号 吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について

出席議員（10名）

1 番 桑原 三平君	2 番 大多和安一君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桜下 善博君
7 番 河村 隆行君	8 番 藤升 正夫君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 潮 久信君	12番 安永 友行君

欠席議員（1名）

5 番 中田 元君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 田原 和之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	青木 一富君
教育委員長	花崎 訓恵君	教育長	石井 澄男君
教育次長	坂田 浩明君		

午前9時03分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は10人であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、８番、藤升議員、９番、河村由美子議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第２、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。８番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、議会運営委員会の報告を行います。

３月５日に開催をいたしました議会運営委員会におきまして、本定例会の会期を、本日３月９日より２４日までの１６日間とすることと決しましたので報告いたします。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から３月２４日までの１６日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって会期は本日から３月２４日までの１６日間と決定をしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第３、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、皆様に披露いたしますが、先般２月１９日に開催されました島根県町村議長会定期総会において、潮久信議員が１２年の勤続表彰を受けられましたので報告をいたします。なお、表彰状についてはお渡しをしてあります。

日程第４．行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第４、行政報告を行います。これを許します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。

それでは、お手元の報告書に基づきまして動静報告を申し上げます。

重立ったものでございますけれども、前定例会で報告いたしました後のものでございまして、１２月１４日、社協主催のチャリティー余芸大会がございましたので、これに出席させていただいております。

また、１２月２２日に、ヨシワ工業のほうを御訪問いたしまして、年末の御挨拶にあがってお

ります。

また、24日、県環境審議会がございましたので、これに出席しております。

また、翌25日に、知事が主催いたします人口問題意見交換会がございましたので、これに出席いたしております。

12月26日が仕事納めということで、職員での納め式をさせていただいたところでございます。

翌12月28、29、歳末の警戒に、消防団の幹部の方々と、担当職員また町幹部の方と町内の警戒に回ったところでございます。

新年に入りまして、5日が仕事始めということで、始め式を行っております。

また、6日に、西部県民センターの所長のほうへいろいろなお願い事等まいりまして、その後、知事のほうへ年頭の挨拶にまいったところでございます。

また、1月8日には、市町村長行財政特別セミナーというのがございましたので、2日間にわたって参加させていただきました。

1月11日は、消防出初め式が行われました。

以下、県土連の役員会等がございまして、1月14日には、宇部市長のほうを訪問させていただいているところでございます。

1月15日には、臨時議会を開催して、皆さん方にいろんな御意見をいただいたところでございます。

1月16日に、在広島根県人会がございまして、翌17日が広島県で島根ふるさとフェアがございました。町内からも出店いたしておりましたので、これを激励し、町の産物を広島で生産者等が販売して、PRに努めたところでございます。

そして、1月の27日に、林野庁幹部との意見交換会がありましたので、そちらのほうへ出席させていただき、翌28日には市町村振興センターのほうにおきまして、過疎対策協議会の総会及び研修会がございましたので、これに出席したところでございます。

2月2日は、農地・水・環境保全協議会の総会がございまして、これに出席しておるところでございます。

2月3日につきましては、老人ホーム組合の議会が開催されております。

そして、4日が、やはり知事主催の人口問題検討会議がございましたので、松江のほうで、市町村振興センターのほうへ出席させていただいたところでございます。

2月6日につきましては、臨時議会を開催させていただきまして、御提案、また御説明等をさせていただきながら、皆様方の御理解をいただくことを行ったところでございます。

2月12日は、益田広域圏の事務組合の理事会がございましたので、これに出席し、2月

16日、澄川喜一先生が益田のほうにおいでになりまして、柿木のほうで講演会を行っております。そのお迎えを、職員と。これは、こちらでお迎えいたして、いろいろお話をさせていただいて、そして「彫刻の道」ということで整備を検討しておりますところの現地を見ていただいて、いろいろ御意見をいただいたところでございます。

2月17日は、土地改良美鹿協議会、伝統のある、歴史のある協議会で行っていただきましたけれど、土地改良等の事業が減少しているということと資金的なものもございまして、一応解散しようということになりましたので、美鹿協議会は解散させていただいて、新たに担当課長等での連絡会議といったものを立ち上げたところでございます。

2月20日でございますけれど、市町村振興協議会がございましたので、これの役員会に出ておるところでございます。

2月22日、竹島の日式典がございましたので、これに出席し、その足で上京させていただきまして、町村会で特別交付税の要望活動があります。これが午後からでございましたので、新年度事業にも計上しておりますけれど、旧備中屋の解体につきまして、予算を、大変厳しい状況と聞いておりますので、午前中、空き家再生等の推進事業についての要望をやってきたところでございます。

24日に帰りまして、その足で広域の議会がございましたので、出席したところでございます。

2月25日は、鹿足郡事務組合がございましたので、事務組合議会へ出席し、また、27日、町村会の総会が松江でございましたので、これに出席したところでございます。

3月3日は吉賀高校の卒業式へ出席し、翌4日は六日市学園の卒業式がございましたので、こちらのほうへ出席したところでございます。

3月5日につきましては、また全員協議会で新年度予算に係るもの、皆様方に御説明して御理解いただくといったことで、全員協議会に出席させていただいたところでございます。

6日につきましては、島根県市町村共済組合の組合会がございましたので出席し、3月8日、昨日でございますけれど、JAが県下一元化されました、その統合の祝賀会がございましたので、これに出席させていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

日程第5. 平成27年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは日程第5、平成27年度町長施政方針並びに提案理由の説明書についての説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、平成27年第1回吉賀町議会の定例会の開会に当たりまして、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方的一端と施策の概要を申し

述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいということで、施政方針を朗読させて述べさせていただきます。

さて、政府におきましては、地方創生、女性や子育て支援、防災、安全保障などを重点とした平成27年度予算案を一般会計総額で過去最大となる規模で策定し、現在開会中の通常国会に提出しています。

特に、地方創生対策につきましては、歳出項目にまち・ひと・しごと創生事業費を新たに設け、1兆円を計上しております。安倍首相は、これまでも増して、「元気で豊かな地方の創生を全力で応援する」と述べており、自治体財源を重視する内容となっております。

このようなことを裏づけるように、地方創生が実質的にスタートする平成27年度は、自治体の一般財源が過去最高となっております。地方交付税においては、実質前年度水準を確保するとともに、税財源の安定充実のための法定率見直しや、普通交付税合併算定替えによる減額分の7割を確保される見込みとなっております。また、過疎対策事業債につきましても前年度から増額されるなど、地方に対して手厚い配慮がなされ、歓迎の声が上がっておるところでございます。

しかしながら、国の債務を考えますならば、いつまでも地方への心遣いは続くものではないということを覚悟しておく必要がございます。そして、人口減少を食いとめ、いかに地域を元気にしていくかなど、地方の責任が重くなっていること、これにつきましては、従来にも増してより強く意識していかなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢でございます。

吉賀町は、新町誕生から本年9月末で満10年の節目の時期を迎えることとなり、種々の記念行事等の開催を計画しております。このことを通して、住民の皆様とともに喜びを分かち合いたいというように思っておるところでございます。

そして、さらに本町の新しい歴史を刻み、後世に誇れるまちづくりを行うためには、その歩みをとめるわけにはいきません。そのために、引き続き財政健全化を基盤に据え、地方創生対策、環境を生かした新産業創設支援、さらに子育て支援の本家としての制度確立と医療福祉の充実により、人が集い、交流し、定住する、にぎわいと活力のある吉賀町の実現に邁進してまいりたいというように思っておるところでございます。

以上のことを踏まえ、具体的な主要施策につきましては、おおむね吉賀町まちづくり計画に基づいて、以下に申し述べてまいります。

最初に、快適で安全に暮らせるまちづくりについてであります。

ケーブルテレビ事業につきましては、本年1月末日現在の基本プラン加入率が、82.0%となっております。現在、自主放送チャンネルにおいては、地域の情報番組の拡大に努め、さらなる加入率の向上につなげてまいります。

高速情報通信網整備につきましては、来年度におきまして、民間事業者との連携により、町内の一部において整備を行い、サービスを開始することといたしております。これによりまして、他地域との情報格差の解消を目指します。

これにあわせまして、新たに企業立地に対する支援制度を設けることにより、新規企業や企業誘致の促進を図ってまいります。

再生可能エネルギーの普及事業につきましては、引き続き、太陽光発電システム設置に係る補助事業や、木質バイオマスストーブの設置に係る補助事業を行ってまいります。

道路環境の整備につきましては、町道木部谷線、朝倉真田線及び町道夜打原相生線改良工事等を引き続き実施してまいります。さらに、島根県、教育委員会、警察署等と連携し、通学路の安全点検の実施や歩道の新設等に取り組んでまいります。

道路の維持管理につきましては、道路を利用される方や沿道にお住まいの方々から御意見を伺いながら、一般の交通に支障を及ぼすことがないように、道路機能を速やかに回復し、安全安心な道路環境の確保に努めてまいります。

また、道路法等の改正にあわせて改正されました省令・告示により、平成26年7月から橋梁・トンネル等の点検を5年に1回の頻度で行うこととされたため、町道の橋梁等の点検を計画的に実施してまいります。

水道事業につきましては、住民にとって重要なインフラを維持する観点から、計画的・効率的な施設維持に努めることとし、簡易水道施設の統合事業を引き続き実施いたします。

さらに、昨年度より準備を進めております平成29年度からの簡易水道会計の法適化についても、引き続き取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、七日市処理区の管渠工事を引き続き実施し、来年度内の供用開始を目指します。

また、下水道施設につきましてでございますが、下水道施設また農業集落排水施設の適切な管理運営を行うとともに、合併処理浄化槽設置補助金また浄化槽維持管理費の補助金制度の定着化を図り、清流高津川の水質保全に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、定住を促進し、高津川流域産材を活用した快適な住環境を創出するため、吉賀町公営住宅等長寿命化計画により、建てかえを推進してまいります。来年度は、柿木のとびのこ山団地の建設と沢田の中原団地の基本・実施計画に着手いたします。

地籍調査事業につきましては、来年度、新規調査地区として、白谷7・下須4地区1.20キロ平方メートルと、田野原3地区0.29キロ平方メートルの調査を行い、引き続き進捗率の向上を目指します。

空き店舗の安全対策につきましては、昨年8月の外壁落下により隣家家屋を直撃する事案が発

生し、六日市地区にある旧備中屋空き店舗について周辺住民から安全対策を求められており、社会資本整備総合交付金事業により、解体工事を実施することといたしました。建物及び敷地の所有権を寄附採納により譲り受け、跡地の有効活用を考慮し、一刻も早い解体工事に着手してまいります。

吉賀町小水力発電所につきましては、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度に移行するため、経済産業省・資源エネルギー庁の設備認定を取得し、来年度は長期かつ安定的な施設として、早期発電に向けて工事を進めてまいります。

次に、健康で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

吉賀町は、中山間地域が抱える複合的な要因により、若者世代の減少や要援護高齢世帯の増加、家族単位の縮小化等、地域構造変革の過渡期を迎えております。大きな社会変動が生じない限り、このような状況は今後約10年間続くことが予測され、人と地域及び個人と集団の関係に大きく影響を与えることとなります。課題多き未来を転換へのチャンスとして、定常型社会への変化を地方回帰へ向けて、人が中心、住民の力を信じるという理念に基づき、住民一人一人の幸福度、満足度が高まる施策の展開を図ってまいります。

初めに、安心して子どもを産み育てる地域づくりについてであります。

益田赤十字病院における里帰り分娩が、昨年11月から再開されるといううれしいニュースもあり、引き続き、妊婦健診等の実施や新設した不育症治療助成制度の円滑な運用により、安心して産み育てられる分娩体制の充実を図ります。また、乳幼児から高校生までの子ども等医療費助成事業を継続してまいります。

健康づくり事業につきましては、予防に焦点を当てたきめ細かい事業を展開し、早期発見、早期治療の観点から、従来どおり、がん検診等各種健診事業や予防接種事業を推進していくこととしております。

近年、健康への関心は高まりを見せており、心と体に安寧をもたらす生活を送ることが住民の願いでもあり、生活習慣の見直し、運動習慣の励行、食育推進の取り組みなど、生活、環境、予防の視点から、住民主体による包括的な健康づくりに取り組んでまいります。

地域医療につきましては、安心して住み続けられる地域づくりの観点から、在宅医療・介護連携を見据えた地域ケアシステムの構築を進め、引き続き、第3次六日市病院支援計画に基づく支援及び医療従事者の確保等の施策を実施し、来年度は六日市病院の経営改善に向けて、1億円の緊急支援を行うことといたします。

地域福祉につきましては、住民一人一人が持ち味を発揮し、幸せな生活が送れるような地域づくりを進めるため、来年度は住民、社会福祉協議会、行政の連携により、地域福祉計画の改定を行い、ボランティア活動等、地域の絆の強化について再点検をいたします。また、生活に困窮す

る住民の支援に、生活保護事務及び第2のセーフティーネットとして新設した生活困窮者自立支援制度を効果的に機能させ、健やかな地域づくりを行ってまいります。

続きまして、子育て支援であります。

子どもは国の宝、町の宝であります。このような視点から、子どもの健やかな成長を保障できる保育体制の整備を実現いたします。来年度より、第1期子ども・子育て支援事業計画がスタートすることで、保育現場に支障が生じないように、円滑な実施に努めてまいります。

また、段階的に保育料の軽減を実施してきましたが、来年度は保育料及び学童保育利用料の完全無償化を実施し、子育て支援センター設置の検討や児童虐待などの早期発見・早期解決に努めるほか、慈愛に満ちた愛護活動が醸成されるよう、自治会等地域への啓発活動にも取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、第2次障がい者計画及び第4期障がい福祉計画に基づき、誰もがともに地域で暮らせる社会の実現に向けて取り組みを推進し、よしかの里や社会福祉協議会等と連携を深め、障がい福祉サービスの充実を図り、地域との交流の場として地域活動支援センターの充実を推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、地域の高齢化が上昇する中、自立循環の原動力として高齢者の果たす役割は重要であり、高齢者の自己実現と尊厳ある暮らしに向け、シルバー人材センターの活動支援やふれあいサロンの開催など、多様なニーズに応じた高齢者施策を展開してまいります。

国民健康保険につきましては、医療費が緩徐な上昇を続ける中、医療費抑制のため、健康診査や保健指導を充実し、確実な保険税収を図り、安定的で持続可能な事業の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、保険料の徴収、各種申請の受け付け等、住民の窓口としての役割を果たしてまいります。

介護保険につきましては、利用者の要望に沿える質の高い介護サービスの提供に努めてまいります。

介護予防施策につきましては、新たに骨密度計や徒手筋力計を活用した事業評価を導入し、より効果的で魅力ある事業の実施に取り組んでまいります。具体的には、若返り教室や認知症予防教室の開催のほか、いきいき百歳体操を町内で展開し、要介護状態を未然に防ぐ強い体づくりを行ってまいります。

次に、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりについてであります。

少子高齢化による人口減少などの課題解決のために、引き続き定住対策に積極的取り組み、島根県が都市部で開催しますしまねU・Iターンフェアや、町の取り組みによるU・Iターン希望者は年々増加の傾向にあり、本年度、2月13日現在でございますけれども、本町への相談件数

が118件、来町者は21世帯43名となっております。本年度中において、定住担当課の窓口を通じて10組18名の方が吉賀町に移住され、移住者の合計は49世帯104名となっております。平成22年度より、移住相談のワンストップ窓口を目的とし、よしか暮らし相談員を配置して相談窓口の強化に努めており、さらに移住前段での相談や交流により、移住後のフォローアップなど移住者への支援を行ってまいります。また、就農や企業相談、子育て相談、老後の暮らし方など、相談別のきめ細かな情報発信と住家や雇用の相談にあわせ、教育・学校、地域、子育て家庭の相談に取り組んでまいります。先行移住者を中心とした活動もあり、18名の新規移住者は一定の成果として評価し、今後への期待を含め、力を傾注してまいります。

定住への住宅確保につきましては、引き続き、空き家バンク制度の活用やお試し住宅の設置、空き家の家財の処理の経費の助成、空き家バンク登録件数の拡大といったものを図ってまいります。また、昨年度から空き家活用型移住促進住宅貸付事業を導入し、移住希望者のニーズ解消に向けて努力しております。特に、柿木村地域における有機農業体験希望者が多く、新たな対策を検討してまいります。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化、農産物の価格低迷などにより、大変厳しい状況にあります。担い手の育成・確保や経営体の強化が重要な課題であり、今後も、国・県事業を活用し、新規就農の相談から定着までの支援を行い、自営、雇用、半農半Xなどの多様な形態による就農者の育成・確保に取り組むとともに、農地集積による担い手の規模拡大を推進し、安定的・効率的な経営体の育成に努めてまいります。また、来年度から、地域おこし協力隊を都市部より受け入れ、嘱託職員として農林業に従事していただきながら、地域の担い手として定住・定着を促すこととしております。

野生鳥獣による農作物等への被害は依然として深刻な状況であり、被害を防止するために、生息状況や被害発生状況など地域の実情を的確に把握し、農家、地域住民、関係機関が連携・協力した対策が重要となっており、地域の合意形成と的確かつ効果的な鳥獣被害対策を検討してまいります。

食に対する消費者ニーズは、一層多様化していくと考えられます。生産から販売までの過程で、安全安心の確保はもとより、特色ある産品づくりや販売戦略が必要となつてまいります。今後も有機農業を初め、環境負荷の軽減につながる農業を推進するとともに、吉賀町産品のブランド化に取り組み、他産地との競争力を高めることにより、県外への流通・販売の促進を図ってまいります。また、地産地消の推進についても引き続き取り組んでまいります。

基幹作物である水稻については、今後ますます産地間の競争が激しくなり、消費者や実需者に選ばれる吉賀町産米の生産、販売をしていくことが重要となつてまいります。そのため、来年度より、米のブランド化推進事業の取り組みを始めます。食味分析計の導入、土壌分析の実施、栽

培指導等により、食味の向上を図り、食味や品質を重視した流通・販路先の確保につながる体制の構築を検討してまいります。

林業振興対策につきましては、これまでどおり、集約的な森林経営を推進し、低コストで安定的な木材生産につながる取り組みを支援してまいります。また、来年度から、林業従事者育成事業の取り組みを始め、将来的には路網整備までできる担い手を育成することにより、山林資源を活用した雇用の創出を図ってまいります。町内の森林は本格的な利用期を迎えつつありますので、利用間伐を推進するとともに、効率的な伐採・搬出を行うため、生産基盤整備への支援も行いながら、需要に応じた木材の供給できる仕組みづくりを進めてまいります。

商工振興対策につきましては、来年度も住宅改修事業やプレミアム商品券発行事業等への助成を行い、町内の消費喚起を図ってまいります。また、借入金の利子補給や保証料補助など、小規模事業者への経営支援も引き続き実施いたします。来年度は、新たに地域商業等支援事業を創設し、地域の商業機能の維持と買い物不便者救済に向けて、解消に向けた取り組みを充実させてまいります。

次に、人と歴史を大切に暮らせるまちづくりについてであります。

学校教育につきましては、全ての子どもが安心して学べるわかりやすい授業づくりを重点施策とし、授業改善と家庭学習の充実という視点から、確かな学力の定着を図ってまいります。さらに、全小中学校へのＩＣＴ機器の整備と、小学校教科書改訂にあわせてデジタル教科書の導入を進め、基礎学力の到達度を図るため、文部科学省が行う全国学力調査と、島根県教育委員会が行う島根県学力調査を実施いたします。

教育の機会均等、町の定住人口の増加を図る上で不可欠な吉賀高校の存続に向け、これまでの取り組みを再編して、吉賀高校魅力化支援事業として継続と向上に取り組んでまいります。中高一貫教育連携校からの入学者の増加を図り、広く町外から入学する生徒の確保に向け努力してまいります。

学校給食につきましては、今年度から給食費の半額助成を実施しておりますが、来年度から子育て支援推進のため、無償化を実施してまいります。

学校施設整備事業につきましては、来年度、六日市小学校、柿木小学校において耐震補強工事にあわせて校舎改修工事に取り組んでまいります。

吉賀町を支える人材育成を目的として進めているサクラマスプロジェクト事業につきましては、制度の見直し、拡充を行い、保育所・小学校・中学校・高校と地域・家庭の連携を図るために、公民館を中心にして、各地区にサクラマスプロジェクト地域会議を設立し、具体的に活動を進めてまいります。

人権教育につきましては、あらゆる差別問題の中で、特にハンセン病問題の解決に向け、療養

所への訪問と啓発活動に努めてまいりましたが、今後も関係機関と連携を図り、啓発活動を続け、人権意識の向上に努めてまいります。

社会体育施設の整備につきましては、真田グラウンドに人工芝と防球ネットなど附帯設備の整備を行い、大野原運動交流広場においては、公認グラウンドゴルフ場整備のための内容検討に着手いたします。

芸術文化事業の一環として新たに取り組みます、澄川喜一「彫刻の道」につきましては、吉賀町誕生１０周年にあわせて、名誉町民の澄川氏の功績をたたえとともに、町民が多くの特産品に触れ合える機会提供と、彫刻を縁として山口県宇部市と連携し、町内外の交流を深め、来年度から１０年を目途に整備してまいります。

次に、協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくりについてであります。

過疎化、少子高齢化の進展に伴い、地域の元気の源であった地域活動が、コミュニティー機能の低下や連帯意識の希薄化などとあわせて、困難になりつつある集落もあります。地域活動の担い手となる人材の育成と確保が喫緊の課題であります。自治活動は、地域の将来を総合的に考え、地域内の多様な団体が、お互いの特徴を生かし課題解決に取り組むことが不可欠であり、公民館や自主防災組織などの連携が重要と考え対処してまいります。

自治振興交付金事業につきましては、来年度が計画最終年度となり、その検証を行い、平成２８年度以降のあり方について、制度の検討を行ってまいります。

合併時に旧柿木村地域に設置した地域自治区柿木村の設置期間が、本年９月末までとなっており、昨年９月に柿木村地域振興協議会より地域自治区のあり方についての答申を受け、その答申に基づき、素案を議会に提案し、意見を求めているところであります。議会からの報告と答申を考察し、必要な措置を講じてまいります。

最後に、行財政対策についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、平成２３年度より、債権共同徴収対策委員会においてあらかじめ徴収率を設定し、徴収方法の一元化を図りながら、徴収率の向上につなげてきたところであります。引き続き、研修などにより職員のスキルアップを図り、公平・公正な受益と税負担の観点から、適正な賦課と徴収対策の強化に取り組んでまいります。また、本年度策定した債権管理マニュアルにより、私債権の整理についても積極的に取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、現行の第２次行財政改革プランが本年度で終了いたします。行財政改革推進委員会では、このプランが満足いく結果とはなっていないと総括されており、これを踏まえ、来年度から３１年度までを計画期間とする第３次行財政改革プランにおいて、住民参画と協働による質の高い行政サービスの実現を基本目標とした個別の課題に取り組んでまいります。

財政健全化につきましては、財政健全化法に基づく実質公債費比率や将来負担比率が年々改善して、ほぼ全国平均並みの水準となっています。財政の健全化は進んでおりますけれど、今後、学校を初めとした教育施設の整備や、老朽化による維持補修費の増加が見込まれております。財政状況が悪化することも予測されるところであります。また、地方交付税の一本算定に向けては、特例の7割を確保するといったマスコミ報道もされていますが、町の指針等に基づいた計画的な財政運営を心がけ、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

以上が吉賀町まちづくり計画に基づいた主要施策の概要であります。冒頭でも触れました地方創生対策について、特に申し上げておきたいと思っております。

地方創生対策につきましては、昨年9月の閣議決定以降、国の動きが急速に進み、本町でも早速庁内に地方創生対策本部を設置し、議論を開始したところであります。この中では、施策の体系を、社会増への対策、自然増への対策、人口減への対策、地域活性化への対策の4分類で整理し、地方人口ビジョン（人口推計）を見定めた上で、最終的に、吉賀町版の総合戦略を、本年10月ごろを目途に策定してまいりたいと考えております。

現在、地方創生対策事業としてふさわしい、新規・拡充・継続、各種事業メニューの洗い出しを行い、このうち、昨年12月の閣議において決定された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業で実施するものについては、地方創生先行型として3,146万1,000円、地域消費喚起・生活支援型として1,815万6,000円、総額で4,961万7,000円の、交付金上限額を有効に活用した施策を展開していくこととしています。地方創生先行型においては、米のブランド化事業、林業従事者育成事業、雇用促進及び資格取得支援助成事業、不育症治療費助成事業、子育て支援ガイドブック事業、小中学校給食費無償化事業、「彫刻の道」整備事業に、地域消費・喚起生活支援型においては、プレミアム商品券発行事業、子育てに関する経済的負担対策事業に、それぞれ交付金を充当することといたしました。これらに要する経費については、本年度の補正予算に計上することとし、これ以上の事業経費につきましては、可能な限り来年度の当初予算に計上してまいります。

いずれにいたしましても、今回の地方創生対策は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生する、国を挙げての一大プロジェクトであります。本町といたしましても、またとない絶好のチャンスを逃がすことのないよう、全庁全職員の総力を傾注した賢明な取り組みを展開していく決意であります。

それでは、平成27年度当初予算案の概要について申し述べます。

平成27年度当初予算の編成に当たっては、過年度の決算状況や中期的な財政見通しを踏まえた上で、本町が抱える諸課題に対応していくため、財源の重点的・効率的な配分に努めました。

その結果、平成27年度一般会計におきましては、今年度当初予算比で15.7%増の69億7,000万円の予算規模となりました。また、特別会計については、来年度から新たに興学資金基金特別会計を新設して8会計とし、その総額は32億9,000万円となりました。一般会計・特別会計を合わせた予算総額は、今年度当初比で9.3%増の102億7,000万円となったところであります。蛇足ですが、過去最大の予算規模となったというように思っておるところでございます。

それでは、提出議題でございます。今定例会に付議いたします議案は、債権放棄に係る案件が2件、請負契約変更に係る案件が2件、町道路線変更認定に係る案件が1件、過疎地域一律促進計画の変更案件が1件、条例の制定・一部改正・廃止が31件、一般会計及び特別会計・当初予算及び補正予算が14件の合計51議案であります。

それぞれの議案の概要につきましては、提案説明の段階で申し上げますが、各担当の管理職員から詳細説明をさせますので、御理解をいただくとともに、慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成27年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明が終わりました。

日程第6. 請願第1号

日程第7. 請願第2号

日程第8. 請願第3号

日程第9. 陳情第1号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第6、請願第1号農協改革など、「農業改革」に関する請願から日程第9、陳情第1号急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書までの4件については、お手元に配付した陳情請願要望等文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託し、会議中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、日程第6、請願第1号農協改革など農業改革に関する請願から日程第9、陳情第1号急傾斜地危険箇所の防災対策を求める陳情書までの4件については、陳情請願要望文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程第10. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第10、発議第3号資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただ今議題となりました発議第3号につきまして読み上げて提案させていただきます。

発議第3号。吉賀町議会議長、安永友行様。提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

資本金1億円以下の中小企業へ外形標準課税の適用拡大を行わないことを求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由は、中小企業の経営と雇用を守るためであります。裏を見ていただきますと、意見書（案）、外形標準課税は、平成16年4月から資本金1億円を超える企業に対し、導入・施行されました。それまでの法人事業税は、企業所得が黒字の企業のみ課税され、赤字の企業は課税されませんでした。この外形標準課税の導入により、これまでの所得割とは別に、従業員への給与など企業が生み出した付加価値や資本金などの額に応じて税金を納めることとなりました。

本来、負担能力に応じて税金を納めることが、税の大原則（応能負担の原則）であり、外形標準課税の導入はこの原則をなし崩しにし、企業業績と雇用を悪化させ、景気をさらに悪化させる危険をはらむものです。

ところが政府は、法人税減税の財源として、赤字企業にも課税する外形標準課税を、資本金1億円以下の企業にも拡大することを検討していると報道されています。現在、多くの中小企業は赤字となっており、外形標準課税の対象が拡大されることでさらなる負担増となり、存続さえ危ぶまれる事態になることが想定されます。

よって、国会並びに政府におかれましては、資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税の適用拡大を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣としております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑等行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

お諮りをします。本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

ここで10分間休憩します。休憩。

午前9時58分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第11. 報告第1号

○議長（安永 友行君） 日程第11、報告第1号債権放棄についての報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、報告第1号でございます。

報告第1号債権放棄について。

下記のとおり債権を放棄したいので、吉賀町私債権の管理に関する条例第13条第1項の規定により報告する。

平成27年3月9日提出。吉賀町長。

記。1、権利の内容、住宅使用料債権及び簡易水道使用料債権。2、債権金額、住宅使用料債権4件、103万8,400円、簡易水道使用料債権7件、56万2,979円。3、放棄の理由、著しい生活困窮状態、生活保護法の適用を受け、またこれに準じる状態にあり、視力の回復が困難。破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定による債務による債務者が、当該債権につき、その責任を免れたものということで、4、放棄の時期、住宅使用料債権につきましては平成27年1月31日、簡易水道使用料債権につきましては平成27年1月31日でございます。

詳細につきましては、担当しております税務住民課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） それでは、報告第1号債権放棄についての詳細な説明をさせていただきます。

参考資料は、1ページのほうをお開きいただきたいと思います。1ページには、私債権放棄調書を載せているところです。上段が住宅使用料、下段が簡易水道使用料の私債権放棄調書であります。

吉賀町私債権の管理に関する条例第13条に基づき、債権放棄したことにより、議会に報告するものでありまして、住宅使用料につきましては、債権調書にありますように4件。4件というのは、人数的に人でくくっておりますが4件、103万8,400円を債権放棄したというもの

です。住宅使用料の理由につきましては、先ほど町長のほうから申し上げましたが、生活保護等によって、視力の回復が困難である方について放棄したものであります。

それから、簡易水道使用料につきましては、上の表のほうが、破産法の適用により既に破産してる資産について、債権を放棄したという部分が1件、3万9,307円、それから同じく下のほうですが、生活保護等による事案が6件で52万3,672円、債権放棄をしたということであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 住宅の件が4件で、平均で言えば26万円ぐらいになると思うんですけども、結局、この破産する以前に何年かかかっと思うんです。余り高い住宅のとは入ってたんじゃないと思うんですけども、例えば、この間が5年、7年あった場合に、それまでは元気にやっとなんかおかしいんですが、健在であったものがここに至って破産したということなんですか。最長どのぐらい。水道も同じくですが。これは個人なのか。住宅については個人と思いますが、水道については事業とかあると思うんですが、その辺のお知らせを。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

期間については、ちょっと今、資料持ち合わせてないんですが、長い間で催促といいますか、お願い等もした中で入らなかった住宅料なり水道料ということで、その後、生活保護になった方、それからもう一件は、事業で破産した方について、今回債権を放棄したということであります。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） お聞きします。

今回は放棄ということなんですが、今後はもう回収の見込みがないと思うんですが、この方については、もう住宅を出てもらおうとか、あるいは簡易水道をとめるとか何か、そういうことをされるんでしょうか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 債権共同徴収委員会の中でいろいろ論議してきるところですが、とりあえず平成26年度に債権を整理したいという考え方で1年間いろいろ論議してきたところです。そういう中で、生活保護なり破産で、今後も債権を徴収することは困難な事案について今回放棄させていただいたということで、今後は、今、指摘ありましたように、人によっていろんなパターンがあるわけですが、そういった、住宅なら住宅を出ていただくような要請もしたり、水道をこの程度になったらとめるといいますか、そういった要綱等も今準備しておりますの

で、その辺で厳格に対応していきたいというように考えてるところです。

○議長（安永 友行君） 2 番、大多和議員。

○議員（2 番 大多和安一君） 今、住宅のほうで、使用料払わにゃ出ていってもらふことも考えてるというようなことの回答だったと思うんですが、住宅要領の中で、町長が免責するというんですが、減免して無料で使用さすとかいうような条項があったんじゃないかなと思うんですが、要は、私が言うのは、生活保護を受けるような方について、出ていけ、そりゃ、何かえらい冷たいような仕打ちとも見えるんですが、そのあたりについてはどうなんでしょうか。

それと、水道については、基本的に人間は水がないと生きていけないという状況の中で、その生活用水をとめるということは非常に問題があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 水道につきましても、住宅につきましても、いろんな状況がありますので、ただ、実家がありながら住宅に入ってて家賃払わないということがあれば、自宅のほうへお帰りになるとか、親元へとか、いろいろケース・バイ・ケースで対応しなきゃならない。水道についても、営業で利益が上がってると見込まれるのに水道料金が払われないということであれば、どうするかというようなことも考えていかなきゃならんし、本当に困ってるのであれば、一般の方で生活保護寸前といいいますか、いよいよ生活が困窮して、すぐ申請される方もいれば、なるべく生活保護の申請しないで頑張ろうという方もいらっしゃる。そういった状況を考えながら、ケース・バイ・ケースで。一律に、払わないから、じゃあ、ばさっととかっていうんじゃないしに、悪質なといいいますか、払えるものが払えないというのであれば、やはり強制的なこともしなきゃならないでしょうけれど、議員おっしゃいましたように、水がなきゃ生活が、まあ、今は買うことはできますけれど、やはり住宅なきゃ、行くところがないのに出てけということもできませんし、それはその人それぞれのケースを見ながら対応を考えていくということでございますので、その点御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

本案は報告をもって終了いたします。

日程第 12、議案第 6 号

○議長（安永 友行君） 日程第 12、議案第 6 号請負契約の変更についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 6 号でございます。

請負契約の変更について。

下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例）第49号第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出。吉賀町長。

記。1、契約の目的、平成26年度福川浄水場整備工事。2、契約の方法、一般競争入札における文書契約。当初でございます。3、契約金額、変更後が1億28万4,480円、税込みでございます。変更前が8,677万8,000円、増額する部分が1,350万6,480円でございます。4、契約の相手方でございますが、島根県松江市平成町182番地15、山陰クボタ水道用材株式会社、代表取締役社長杉谷雅祥。

詳細につきましては、所管しております建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第6号請負契約の変更について詳細説明をさせていただきます。

参考資料のほうの2ページをお開きいただけたらと思います。

まず、工事名は、平成26年度福川浄水場整備工事でございます。工事場所は、吉賀町柿木村福川地内です。工期につきましては、平成26年7月29日から平成27年3月26日でございます。7月の臨時会におきまして、議決をいただいた契約でございます。主な工事内容でございますけれども、浄水場の整備工事ございまして、敷地造成、場内配管、ろ過機基礎、それから滅菌室の築造、機械設備、電気設備等でございます。

今回の変更の内容につきましては、大きく2点ございます。

1点目は、そこに書いておりますけれども、ろ過機、それから滅菌室の築造に当たりまして、基礎工事を実施いたしますけれども、その工法の変更でございます。

当初、柱状改良、深層混合処理工法という工法を選定をしておりました。この工法は、現場の土砂を利用しながら、薬液を下に注入しながら基礎をつくるものでございまして、薬液と土壌を混ぜて柱状に固めるというものでございます。この薬液が、簡単に言いますと固化剤といいますか、土を固める薬液でございまして、セメントのようなイメージをしていただければと思います。

この工法で実施する予定にしておりましたけれども、場内の舗装等の剥ぎ取りの段階で、その近くにあります水源の井戸に濁りが出てまいりました。先ほどの深層混合処理工法で基礎工事を進めると、薬液が井戸のほうへ流れ出る可能性があるんじゃないかということが懸念されまして、施工業者、それから発注者である私どもと設計しておりました業者といろいろと工法検討してま

いましたけども、その施工中に給水を停止して、ほかのどこから水を回すということもなかなかできない状況がございまして、工法を検討いたしまして、鋼管杭工法に変更をいたしました。鋼管杭工法は、読んで字のごとくですけども、基礎の鋼管を打ち込んでというものでございます。

それと、もう一点は、ろ過した処理水のところに流量計が計画されておりませんで、それに伴う配管工、電気設備等の工事費が追加になったものと、それから送水管等の伏せ越し等で若干の変更もあったものでございます。

これらの変更によりまして、1,350万6,480円の増額としたいということでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ちょっとお聞きしますが、先般の補正のときに、七日市の下水道工事の中でも推進工法の変更ということがありました。これもまた工法の変更なんだろうが、契約をして、入札をして、契約書を交わすわけだろうが、その中で、こういう事案が出たときに、契約者と発注者との責任問題というようなことはもう全然なくて、これ、だめだったからこうしますよということで簡単に変更ができるもんなんだろう。どうなんだろう。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 責任問題というのは、設計者の問題ですよね。当然、当初の施工するまでに、私どもも、それなりに技術を持った職員はおりませんので、当然、設計なり現地調査をする場合は、コンサルにお願いをして調査それから設計を実施してもらってるところです。その段階で、いろんな協議も当然あるわけでございますけども、このような基礎工事であったりとか、先般もありました下水の推進工事とかというと、ボーリング調査を実施する。ボーリング調査を実施して、その結果に基づいて工法を選定して、設計をしていただくというところで、当然その中身につきましては、設計段階で町の担当者とそれから設計者との間で協議をしておりますので、それで、町のほうとしても了承して設計をしていただいておりますので、最終的には発注者であります町として責任があるのだというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の、変更が必要と明らかになったのはいつであるかということと、技術を持った職員はいないということはわかるんですが、であればなおさらのこと、どこをチェックしなければならないのかと。基本的な浄水場の設計におけるチェック項目を明らかにして、それに基づいて点検をする、そういうような手立てがあってもよいのではないかというふうに考えますが、そういうものについてはどうなっておりますか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 今回の基礎の件でございますけども、いつどうなったかということですが、秋ごろにそういう事態が発生をしまして、それで一応、どういった方法がいいかというのは、コンサルも含めて再度検討したところでございます。実際の施工につきましては、12月なりに施工したというふうに思っております。

今回のこの工法を選定した理由ですが、当然、ボーリング調査を実施いたしまして、地盤がどういう地盤かということでこの工法を選定しておりますし、その区域内にあります取水の井戸でございますけども、これ、約、深さが8メートルでございます。その通常の水位が、井戸の底から約2メートル40のところは水位でございます、今の基礎を打ち込むのが3メートルから4メートルの間ぐらいということでございますので、当然、その水位より上の部分で基礎工事が完了するから影響ないであろうということで、この工法を選定しております。

チェック機能といいますか、チェックする項目のリストがあるかどうかということでございますけども、基本的にいろいろな工事がござまして、ケース・バイ・ケースで何をチェックすればいいかというのが出てくると思うのでありますけども、今のところ、議員がおっしゃられるような、じゃあ、この工事でどういうことをチェックするのかといったような、そういうリストをつくったものはございません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでありますと、技術者がいないということですから、それをもう一遍チェックできるような体制というものについても、検討する必要があるのではないかというふうに考えます。特に、今の現地は川沿いの場所ですから、どうしても土質としては水が抜けやすい。土中を水が流れるという土質になっているというのは十分想定をされることでありますし、また、流量計の分につきましても、これは本来、最初から、つけてあって当たり前のものだと思いますが、そういうものが抜けていたというものも含めて、事前にチェックをしてあれば、工期内、着工ももう少し早く取りかかることも可能であったのではないかというふうに思いますが、今のチェックの体制についてどういうふうな考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 担当職員が、全くチェックする能力がないとまでは私も言い切れませんが、当然、町としてその成果品を受け取る上においては、ある程度のものを見て受け取らなければならないので、全然能力がないとは申しませんが、ある程度、経験の中でどういったところを問題があるのか、どういったところがチェックしなければならないのかというところは、最低限、担当者のレベルでやってくれているというふうに私は思っております。

それで、それぞれケース・バイ・ケースでいろいろチェック項目とか問題が、やっぱり現場現

場であると思いますし、当然ここももう何年も使っている浄水場でございますので、その水がどういう状態であるかというのは担当者のレベルでは把握しておりまして、設計する段階においては、その都度、設計業者のほうから問い合わせがあれば、協議をしながら工法検討とかしておったところだと思います。

ただ、そういった未熟な面も当然あるわけでございますので、こういったことが起こるわけでございますけども、全てが全て、設計どおりに事がうまく進むとも思っておりませんけども、なるべくこういったことがないような体制をやっぱりつくっていかねばならないというふうにも思っているところでございます。

特に、水道であつたりとか、下水につきましては、特殊な技術であつたりとか、そういったものが必要となってきますので、ある程度、専門職ではございませんので、経験が物を言うといった世界でございます。当然、人事異動もございまして、若い職員、経験年数の少ない職員が担当することもございますので、なかなかうまく事が進みにくい中で、先ほど議員言われましたような統一的な、水道、下水に限らず、土木工事も同じでございまして、特に土木では橋梁等は特殊な技術を要しますので、そういったところで、何かそういったチェックができるような機能があれば、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど、経験者と言われまして、設計をコンサルに委託されると言われまして、そのコンサルさん自体が悪いとかいいとかっちゃうんじゃないんですが、町内には水道とか土木とかいろんな、もう定年になられた方、ものすごい技術積まれた方がたくさんおられると思うんです。特に水道などは、ほんと慎重に何してかんと大変なことになると思うんですが。今、町内でもおられてるそういう方々の意見も、今のコンサルさんの事前の協議の中で一緒に協議されて、そういう方の意見も聞かれてはどうかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 町内の、水道であつたりとか下水に携わった方というのは、施工業者の方だろうと思います。設計というのは、若干ちょっと違う面があると思いますし、そういった方をどのように、どういうふうに御意見をいただければいいかというのもなかなかちょっと難しいところがあると思うんです。そういったことも考えられないことはないかと思いますが、ちょっと現時点で、じゃあ、具体的にどういうふうにするものないのかで申しわけないんですけども、ちょっとそれもまた参考にさせていただきながら、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第12、議案第6号請負契約の変更についての質疑は保留をしておきます。

日程第13. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第7号請負契約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第7号につきまして御説明を申し上げます。
請負契約の変更について。

下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例）第49号第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出。吉賀町長。

記。1、契約の目的、吉賀町小水力発電所施設改修工事。2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。当初。3、契約の金額、変更後、4億4,602万4,880円、変更前が3億9,852万円で、増額の金額が4,750万4,880円。4、契約の相手方、広島市中区国泰寺町1丁目7番22号、株式会社奥村組広島支店、支店長飯島俊荘。

これにつきましては、先般の全員協議会で御説明したことの案件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。三浦柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） それでは、説明をさせていただきます。

先般の全員協議会の説明資料に基づいて説明させていただきます。45ページで御説明をさせていただきます。

工事名は、吉賀町小水力発電所施設改修工事、工事場所、吉賀町柿木村柿木地内、工期は平成26年3月13日から平成27年5月31日までであります。

まず、発電までの手続について報告いたします。

昨年8月、経済産業省・資源エネルギー庁から設備認定を受け、9月に中国電力へ接続検討依頼した系統連携承諾を得ました。この段階で、売電単価は決定しています。ことし5月に工事を完了し、6月から新しい施設による運転開始、売電開始を予定しております。ちなみに、売電単価は、現行が1キロワットアワー当たり10.07円。これが、6月からの売電単価が1キロワットアワー当たり34円となります。

それでは、主な変更内容について説明します。

1つ目が調査費です。

工事に伴う事業損失防止のため、導水トンネルの健全度調査を計上。トンネル上部にある家屋、農地、墓地への影響が指摘され、工事中、長い期間通水しないために、ひび割れや損傷、背面空隙の状況を確認し、空隙崩落、外部からの漏水の影響を調査するものです。

2つ目が、進入路工事です。

当初、発生土を現場で管理、流用することとしていましたが、岩塊が発生いたしましたので、土砂を現場外から入れかえ搬入することとなったので、費用が発生をしたということです。

3つ目が、水槽の工事になります。

水槽の下地盤強化のため、ソイルセメントに置きかえる工事で、現地材料とセメント固化剤の配合試験を行いました。その結果、強度を確保するため、セメント系固化剤量の増量が必要となったということです。そして、管理に関する打ち合わせの中で、水槽管理上、安全確保の指摘があり、転落防止柵と排砂ゲートに緊急降下装置を追加するものです。また、水圧鉄管作成では、水槽からの流入を安定かつ効率的にするために、飲み口をラップ状にかえて、水切りを両端で2カ所施工するというものです。

4つ目が、発電所の敷地の工事です。

工事範囲に含めていなかった旧建物宿舎跡の66平米の整備と舗装を追加するものです。発電所の敷地は狭いところなので、敷地全体を使用して、工事を円滑、効率的に進めるために、コンクリート管や元宿舎のコンクリート基礎などの不要物の撤去など、敷地の安定を図り整備をします。加えて、プレハブ事務所を一時撤去し、移設をするというものです。また、送電のための変圧設備が古くて、ほとんどが微量のPCBに汚染されているために、電柱を含め撤去し、新たに建柱します。また、発電所地下掘削土の置き場を現地にしておりましたが、敷地に亀裂が生じたり、沈下の恐れが出ましたので、現場外に仮置きして搬入することにしたので、費用が発生してきたということです。

5つ目ですが、発電所の建築工事で、設計で示しておいた電気設備などの設計諸元に基づく発電機製作の際に想定していた寸法より大きくなり、建屋の高さ、また門扉の大きさが増加するものです。それに伴い、換気設備の能力増も必要となります。

6つ目で、取水ゲートなどですけれども、取水口の門扉を下げた際に、ねじ破損の、昨年、音がしております。それから、もう一つの排砂ゲートについては、老朽化によりベアリング等が破損し、開閉不能となっています。導水路について、工事範囲にはありませんでしたが、再生可能エネルギー固定価格買取制度による買い取り期間が20年間あります。この期間は発電をとめることがないようにすることが、売電収入の有利確保になるということから、導水路に係る修繕が最低でも20年間は発生しないように、取水口の付近の29年経過している老朽ゲート2基及び農業用水との分岐部にあるゲートとふたかけの更新をするものです。

以上のとおりの工事の変更と追加で、4,750万4,880円の増額としたいということです。増額については、平成27年度の予算で手当てをしていきたいと考えております。

以上、詳細の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 柿木の小水力発電所の工事ですが、5月末日で完成して、6月1日から発電計画されるということなのですが、現在の工事の進捗率と、それから取水口付近で、今、魚道か何かの工事もされておりますが、そのようなことが影響して、6月1日からの発電開始に影響ないのかどうなのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

進捗率ということですが、率としてちょっと出しておりませんが、毎月、工程会議を行っておりますけれども、2月の工程会議においての計画と進捗状況の会議をしておりますが、5月末完成に向けては予定どおり進んでおるという状況です。

それから、取水口付近の魚道の工事との関連はどうかということですが、漁協のほうは今年度の予定があったようですけれども、取水口のところの魚道につきましては、この秋に施工する予定と聞いております。ですので、6月からの売電、運転開始は見込めると考えております。

○議長（安永 友行君） 他に質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 私、技術的なことはわからないんですが、前回の全員協議会の際に、1から6までの変更内容ということで、変更せざるを得ないという時期がわかったというのがほとんど10月、あるいは9月、10月ということだったんですが、進入路については、もう既に昨年の6月にはわかってたということだったんですが、その後も議会もありました、臨時議会もありましたが、何かこの変更内容、今回まとめて出されたような気がするんですが、進入路の工事については金額が240万円ということで小さいんですが、やはり変更せざるを得ないというのが早めにわかっておっても、それから半年以上たつとるんですが、わかった時点でもう少し早く議会のほうに報告するとか、そういうことはできなかったんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

請負契約の変更についてを、12月については、変更の出てきた段階、時期について考えますと可能ではあったかと思っておりますけれども、先日もちょっとお断りしたんですが、うちのほうでの技術が不足しておりまして、1月までずれ込んだということは金額をはじく、契約金額を出すまでに1月までかかったということが現状であります。変更、報告ということについては恐ら

くできたと思いますので、今後、議会の議決をいただく案件につきましては、報告という方向があれば、そういうことも必要ではないかと考えております。以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第13、議案第7号請負契約の変更については、質疑は保留にしておきます。

日程第14、議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第8号平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第8号でございます。議案第8号平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）、平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,307万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月9日提出。吉賀町長。

これにつきましては、人件費と工事費の減額というものが主なものでございます。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1発電事業収入、項1売電収入。補正前の額が469万8,000円、補正額が264万2,000円。補正後が734万円。款3繰入金、項2他会計繰入金、補正前の額が270万3,000円。補正額が減額の2,564万2,000円、補正後の額が1億7,706万1,000円で、歳入の合計が補正前の額が4億1,607万5,000円、補正額が減額の2,300万円。補正後の額が3億9,307万5,000円でございます。

1ページをお開きください。歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費、補正前の額が4億1,391万7,000円。補正額が減額の2,300万円。補正後の額が3億9,091万7,000円。歳出合計が、補正前の額が4億1,607万5,000円。補正額が減額の2,300万円。補正後が3億9,307万5,000円となるものでございます。事項別明細書以降につきましては、所管いたしております柿木地域振興室長のほうが御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。三浦柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。歳入です。発電事業収入で売電収入の売電量、264万2,000円の増額。売電料は当初3カ月ほど見込んでおりましたけれども、4カ月余り発電を今年度しておりますので、もう確定しております。734万486円の売電料が上がっておりますので、実績に基づき補正を上げております。次、3款繰入金、2項他会計繰入金、うち一般会計繰入金、その他繰入金ですが、2,564万2,000円の減額です。これは、歳出の減額に伴うそれに合わせた減額となっております。

次に6 ページをお願いします。歳出です。1款総務費、1項施設管理費、うち一般管理費、施設報酬100万円の減です。嘱託職員報酬100万円減額です。発電所をとめております、解体しておりますので、それに伴う報酬の減額です、嘱託職員1名の報酬の減額です。次に、2財産管理費、15工事請負費、2,200万円の減です。発電施設改良事業費、改良工事費の2,200万円の減です。当初の予算額から支出予定額を差し引いた金額を減額させていただきます。

以上、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 単純な質問ですが、歳入歳出の補正予算額の総額が3億9,307万5,000円ということですが、先ほどの請負契約で変更前が3億9,852万で、変更前の契約をしておられると思うんですが、この工事契約は3億9,800万円、これが（ ）であるのに、歳入歳出の予算の3億9,300万円ちょっと足りないんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはこれはいいんですか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 請負契約が3億9,852万円ですけれども、これは平成25年度から27年度にかかる1つの契約でありまして、26年度、27年度でこの契約金額を支払いが分けてありますので、今回の補正予算の中で今年度の支払いは確保しておるところです。以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第14の議案第8号平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

ここで、10分間休憩をします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....

日程第15、議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第9号平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました議案第9号でございます。

平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,472万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款3国庫支出金項1国庫負担金補正額が減額の100万円でございます。款2国庫補助金199万9,000円の同額でございます。

款4支払基金交付金項1支払基金交付金、補正額が減額の145万円でございます。

款5県支出金項1県負担金62万5,000円の減額でございます。

繰入金、款1他会計繰入金212万7,000円、項2基金繰入金、減額の880万円、歳入の合計が補正での額が1億7,447万5,000円、補正額が25万1,000円、補正後の額が10億7,472万6,000円でございます。

歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正額が525万1,000円。款2保険給付費項2介護予防サービス等諸費、減額の500万円、歳出の合計が補正前の額が10億7,447万5,000円、補正額が25万1,000円、補正後の額が10億7,472万6,000円でございます。

システム改修等やサービス給付等の減額等が主な原因となっておりますが、事項別明細書以降詳細につきましては、保健福祉課長のほうから御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。

それでは、ただいま上程されております議案第9号平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、詳細説明を行います。

予算書の歳出の7ページをお開きください。

まず、このたびの補正理由につきまして、2点ほど御説明を申し上げておきます。

まず、第1点目としまして、介護保険制度改正に伴います電算システム改修経費それから、第2点目としまして、年度末を控えまして年間給付費の推計を行ったことによります保険給付費の補正対応でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

7ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、負担金補助交付金としまして525万1,000円の増額でございます。

これは、電算システムの開発負担金でございまして、内容につきましては、平成27年度4月執行の地域支援事業の見直しでありましたり、それから所得段階の階層の細分化、それから介護認定の有効期間の延長でありましたり、特別養護老人ホームの重点化に対しますシステム改修等々、もろもろ11本ぐらいの電算システムの改修でございます。

続きまして、保健給付費、介護サービス等諸費の負担金補助及び交付金でございますけれども、これは500万円の減額で、当初要支援者に対します介護予防サービスを5,800万円を見込んでおったんですけれども、年間の推計をさせていただきましたところ500万円の減額になることがわかりました。そのことに対応するものでございます。

介護サービスは、要支援者に対します訪問介護でありましたり、通常介護でありましたり、ショートステイ、そういったものでございます。

歳入ですけれども、5ページをお開きください。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金ですが、これは先ほどの介護給付費に対します国の法定負担分を100万円減額するもの。

続きまして、介護国庫支出金、国庫補助金、調整交付金それから介護保険事業補助金につきましては、上のものにつきましては、調整交付金の負担分、下の249万9,000円介護保険事業補助金につきましては、これは先ほどの制度改正に対します国庫補助金でございます。

4の支払基金交付金の145万円、それから県支出金の62万5,000円の減額につきましては、これは介護給付費の法定負担分の減額でございます。

それから、7項7款繰入金の前年度分介護給付費繰入金ですけれども、これは、保険給付費500万円の減額に対応します市町村の12.5%部分に対します介護給付費の繰入金の減額でございます。

6ページをめくってください。

事務費繰入金ですが、これにつきましては、先ほどの５２７万何がしかの制度改正に対します一般会計からの事務費の繰入金でございます。

最後ですが、７の繰入金は、介護給付費準備金繰入金から財源調整という格好で８０万円の減額をさせていただくというものでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第１５、議案第９号平成２６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の質疑は保留しておきます。

日程第１６、議案第１０号

○議長（安永 友行君） 日程第１６、議案第１０号平成２６年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております１０号でございます。

議案第１０号平成２６年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、平成２６年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正の第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，２８７万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億２，２２７万６，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第３表繰越明許費による。

地方債の補正、第３条、地方債の補正は、第５表地方債補正による。

平成２７年３月９日提出、吉賀町長。

この会計につきましては、人件費の減少、また工事の変更等によるものが主なものでございます。

第１表歳入歳出予算補正、歳入、款１繰入金項１他会計繰入金、これは補正額が減額の９２０万１，０００円。款７諸収入項２雑入、これも減額の３７万６，０００円でございます。款８町債項１町債、補正額が減額の３３０万円、歳入の合計が補正前の額が４億３，５１５万

3,000円、補正額が減額の1,287万7,000円、補正後の額が4億2,227万6,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、歳出でございます。

款1簡易水道事業債項1施設管理費、減額の637万7,000円。款2建設改良費、減額の650万円で、歳出の合計が補正前の額で4億3,515万3,000円、補正額が減額の1,287万7,000円。

次ページの第3表、繰越明許費でございます。

款1簡易水道事業項2建設改良費、事業名が簡易水道移設事業、金額が755万3,000円でございます。

1ページお開きいただきまして、第5表地方債補正、起債の目的でございます簡易水道事業債7,290万円、補正後の額が7,060万円、起債の目的の2の過疎対策事業債、これが補正前が7,150万円、補正後が7,050万円で、借入れの方法、利率等につきましては、補正前と同様となっております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております建設水道課長が御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第10号平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

まず、予算書の議案のほうの8ページをお開きください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、人件費それから、消費税の関係それから、工事費の関係でございます。

まず、施設管理費のほうでございます。給料、職員手当等、それから共済費でございます。これにつきましては、人件費の減額補正並びに通勤手当は増額になっておりますけれども、補正でございます。移動によるものであります。

公課費につきましては、消費税につきましては、当初予算で想定される上限の予算を組んでおりますので、支払いが減額になったということで630万円の減額でございます。

それから、簡易水道事業費、建設改良費の委託料それから、工事請負費でございますけれども、これにつきましては、簡易水道の統合事業の工事費それから、水道管移設等に伴います測量設計費、水道管移設工事費の入札減による減額でございます。これが委託料で200万円、工事請負費で450万円ということでございます。

歳入のほうでございます。

7ページのほうでございますけども、一般会計繰入金の減額並びにあと諸収入、雑入のほうでございまして、これは簡易水道の布設がえの補償金の減額と消費税の還付がございましたので、その増額のせいでございます。

町債につきましては、これについても、歳出の減に伴います減額でございます。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第16、議案第10号平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

日程第17、議案第11号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第17、議案第11号平成26年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第11号につきまして御説明を申し上げます。

平成26年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、平成26年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億392万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加、第3表繰越明許費補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入、款1繰入金項1他会計繰入金、補正額は減額の190万1,000円、款7町債項1町債、補正額は減額の20万円、歳入の合計が補正前の額が4億662万2,000円、補正額が減額の210万1,000円、補正後の額が4億392万1,000円。

1ページをお開きください。

歳出でございます。

款1下水道事業款1施設管理費、補正額が減額の210万1,000円、款2公債費項1公債費これにつきましては、補正額はゼロで同額でございます。

歳出の合計が補正前の額が4億602万2,000円、補正額が減額の210万1,000円、補正後の額が4億392万1,000円でございます。

第3表繰越明許費、款1下水道事業債項2建設改良費、事業名が七日市地区公共下水道事業、金額が8,642万9,000円でございます。

第5表、1ページお開きいただきまして、地方債補正、起債の目的1、下水道事業債、補正での額が1億3,140万円、補正後の額が1億3,120万円でございます。契約の方法、利率、償還の方法等につきましては、補正前と同額となっております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております建設水道課長のほうから御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第11号平成26年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

議案のほうで、歳出の8ページのほうお開きください。

下水道事業費、施設管理費、公課費これも、簡易水道事業の補正と同様でございまして、消費税の納入額の減額に伴う補正でございます。減額の210万1,000円でございます。公債費のほうにつきましては、財源更正でございます。

1ページ戻っていただきまして、7ページのほうでございますが歳入でございます。

一般会計繰入金の190万1,000円の減額並びに資本費平準化債の20万円の減額ということでございます。

以上で、詳細説明は終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第17、議案第11号平成26年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑は保留しておきます。

日程第18、議案第12号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第18、議案第12号平成26年度吉賀町一般会計補正予

算（第9号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして、議案第12号平成26年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）、平成26年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,049万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億7,278万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款9地方交付税項1地方交付税、補正額が9,044万5,000円。

款13国庫支出金項1国庫負担金、補正額減額の353万4,000円、項2国庫補助金、補正額3,125万3,000円。款14県支出金項1県負担金、補正額が45万5,000円、項2県補助金、補正額75万1,000円。款16寄付金項1寄付金、補正額20万円。款17繰入金項2基金繰入金、補正額2,636万円。款16諸収入項4受託事業収入、補正額は減額の731万1,000円。款20町債項1町債、補正額が減額の1億4,911万8,000円、歳入の合計が補正前の額が72億8,328万5,000円、補正額が減額の1,049万9,000円で、補正後の額が72億7,278万6,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正額が2,187万円。款3民生費項1社会福祉費、補正額減額の1,665万4,000円、項2児童福祉費補正額123万6,000円、項3生活保護費、補正額が減額の138万円。款4衛生費項1保健衛生費、補正額減額の987万9,000円、項2清掃費、補正額が8,919万円。款5労働費項1労働諸費、補正額は300万円でございます。款6農林水産業費項1農業費、補正額が861万5,000円。項林業費、補正額が減額の804万6,000円。款7商工費項1商工費、これも減額の2,555万8,000円でございます。款8土木費項1土木管理費、補正額減額の290万1,000円、項2道路橋梁費減額の6,384万6,000円、項3河川費、補正額減額の270万円、項5住宅費、これも減額の570万円。款9消防費項1消防費、補正額が減額の1,070万7,000円。款10教育費項

1 教育総務費、補正額2,280万3,000円、項2小学校費、減額の864万3,000円、項3中学校費、161万4,000円、項4社会教育費、40万7,000円、項5保健体育費、これは減額の100万円。款12公債費、項1公債費、補正額減額の150万円。

歳出の合計が補正前の額が72億8,228万5,000円、補正額が減額の1,049万9,000円、補正額が72億7,278万6,000円となるものでございます。

1ページをお開きください。

第3表繰越明許費。款1総務費項1総務管理費、事業名が次世代自動充電インフラ整備促進事業875万円。款2総務費項1総務管理費、事業名、地方創生総合戦略策定事業565万5,000円。款2総務費項1総務管理費、事業名が地域ケーブルテレビネットワーク整備事業負担金1,821万円。款3民生費項2児童福祉費、事業名、子育て制度ガイドブック作成事業300万円。款3民生費項2児童福祉費、事業名でございますが、子育てに関する経済的負担対応事業902万1,000円。款4衛生費項1保健衛生費、事業名が保育所事業費助成事業150万円。款5労働費項1労働諸費、事業名が雇用促進及び資格取得支援事業300万円。款6農林水産業費項1農業費、事業名、米のブランド化事業768万7,000円。款6農林水産業費項2林業費、事業名が林業従事者育成事業84万4,000円。款6農林水産業費項3水産業費、事業名、高津川魚道改修事業、補助金でございます。358万6,000円。款7商工費項1商工費、小規模店舗連携活動支援事業1,126万円。款7商工費項1商工費、事業名、彫刻の道整備事業216万円。款8土木費項2道路橋梁費、事業名が、橋梁長寿命化対策事業1,400万円。款8土木費項2道路橋梁費、事業名、黒淵橋桁補修事業817万4,000円。款8土木費項2道路橋梁費、除雪基地整備事業2,425万7,000円。

次ページの款8土木費項2道路橋梁費、事業名、朝倉真田線改良事業2,144万6,000円。款8土木費項2道路橋梁費、事業名、本蔵木橋改良事業2,056万5,000円。款8土木費項2道路橋梁費、事業名、夜打原相生線交通安全施設整備事業2,708万5,000円。款8土木費項2道路橋梁費、事業名、町道繁山線改良事業1,135万8,000円。款8土木費項3河川費、高津川災害安全交付金事業600万円。款10教育費項1教育総務費、学校給食会運営補助事業2,508万3,000円。款10教育費項2小学校費、七日市小学校改築事業3億8,906万7,000円。款10教育費項5保健体育費、町民ふれあい広場改良事業3,185万6,000円。款11災害復旧費項2公共土木施設災害復旧費、過年補助災害復旧事業で1,309万円。款11災害復旧費項2公共土木施設災害復旧費、過年単独災害復旧事業で223万6,000円でございます。

1ページをお開きください。

第5地方債補正、起債の目的、公共事業債等、補正前の額が1,700万円、補正後の額が

８０万円。

起債の目的の２でございます。公営住宅事業債、補正前が９，０９０万円、補正後が８，９２０万円。３の緊急防災減災事業債、補正前が５，３７０万円、補正後が４，８７０万円。起債の目的４、合併特例事業債、補正前が６，１８０万円、補正後が１億８，６８０万円。５の過疎対策事業債が８億８，１８０万円、補正後の額が７，７６０万９，０００円。起債の目的の６の臨時財政対策債、補正前の額が１億９，８７９万８，０００円、補正後の額が３，７１８万円で借入れの方法、利率、償還の方法等につきましては、補正前と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 町長への提案理由の説明が終わったところで、詳細説明については、ボリュームがありますので午後にします。

ここで、昼休み休憩とします。

午前１１時４８分休憩

.....

午後１時００分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

午前中の平成２６年度吉賀町一般会計補正予算（９号）を引き続き議題とします。提案理由の町長のほうの説明は終わっておりますので、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第１２号平成２６年度吉賀町一般会計補正予算（第９号）の詳細説明を行います。今回の補正につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る事業、全部で１０事業ございますけども、それと、し尿処理場あるいはケーブルテレビの施設整備に伴いまして鹿足郡事務組合の負担金が増加をしております。

それと、あとは決算見込みによる不用額による減額等が主なものでございます。ちなみに先ほどの繰り越し事業、１０……かなりありましたけども、繰越金額の合計が６億６，８８９万円でございます。かなり、今の国の交付金事業は全て繰り越しとなっておりますので数も多くなっております。

それでは、まず２３ページの給与費明細書から御説明をさせていただきます。

まず特別職のところですけども、これにつきましては放課後児童クラブ嘱託職員の報酬と学校給食調理員の嘱託職員の報酬の減額をするものでございます。５６０万円減額でございます。

それから一般職につきましては、３月の人事異動に伴う会計間移動、簡易水道会計との会計間移動でございますが５万５，０００円の減。それから、職員手当——済みません、５万６，０００円の増ですね、済みません。

それから職員手当につきましては、その下に内訳欄がございます。人事異動によりまして、通勤手当が2万8,000円の減、人事異動と職員が新たに公営住宅に入居した関係で住居手当が4万3,000円の増。

それから会計間移動による退職手当組合の負担金増、9,000円でございます。

それから共済費につきましては、公務災害補償基金の負担金あるいは共済組合の追加費用が確定したことによりまして、21万9,000円の増となっているところでございます。

それでは、歳出予算のほうから説明をいたします。13ページに戻っていただきたいと思います。

総務費の総務管理費、一般管理費002の職員人件費につきましては人事異動に伴うものと、それから下の災害補償基金負担金共済組合追加費用、これは金額確定したことによります補正でございます。

それから025広島市豪雨災害被災者支援事業費につきましては、決算見込みによる不用額の減額でございます。

それから続きまして、目の5財産管理費003庁舎管理費につきましては電気代の値上がり等によりまして光熱費が不足することによる補正でございます。

それから006基金積立金につきましてはふるさと納税の関係ですけれども、これが若干見込みよりか増えるということで20万円補正をするものでございます。歳入も同額が計上してございます。

それから、目の6企画費です。

036地方創生総合戦略策定事業費の事業委託料、人口ビジョンでありますとか総合戦略の策定に関する委託費でございます。地方創生の関連事業でございます。565万5,000円のうち国の交付金417万6,000円を歳入のほうで見ておるところでございます。

それから040団体負担金につきましては、それぞれ負担金の額が確定したことによるものですが、鹿足郡の事務組合負担金につきましてはケーブルテレビの監視装置等の整備をすることによりまして2,326万1,000円の増額の負担が伴うものでございます。これにつきましては、歳入のほうで合併特例債を1,730万円計上をしております。

それから目の8電算管理費です。

003の基幹システム費、これにつきましては番号制度の関係で契約による減がシステム開発の委託料で285万1,000円、それから宛名システム、番号制度の中の宛名システムを平成27年度に変更したことによりまして、委託料が32万4,000円の減と電算備品の購入費が105万9,000円の減。これに伴いまして、歳入の国庫費も79万4,000円の減額を見ております。

それから目の10自治振興費です。

これにつきましては、自治振興交付金に過疎ソフトを充当しておりましたけども、ハード事業等により対象外となったことによりまして一般財源に振りかえるものでございます。過疎ソフトを810万円減額をして、一般財源を810万円充当するという財源更正でございます。

めくっていただきまして、14ページ民生費の社会福祉費、社会福祉総務費です。

002の職員人件費につきましては人事異動の関係です。

それから010臨時福祉給付金事業費、電算システムの開発委託料、これにつきましても不用額を減額するものでございます。歳入のほうでも全額489万1,000円10分の10ですので減額補正がでございます。

それから目の2高齢者福祉費です。

017老人ホーム入所措置事業費ですが、これは工事の延期等によりまして老人ホームの入所措置費が減額となっております。1,602万2,000円です。

それから040団体負担金、鹿足郡養護老人ホーム組合負担金、これにつきましては訴訟費用の関係の新たな負担が生じるものでございます。

それから次に、項の2児童福祉費の児童福祉総務費です。

005児童手当の支給費につきましては、決算見込みによる不用額の減額でございます。歳入も同様に減額がでございます。

それから006放課後児童対策事業費、嘱託員、嘱託職員報酬、これも決算見込みによる不用額の減でございます。

008次世代育成支援対策費、これにつきましてはガイドブックの作成費、事業委託料ですが地方創生の事業です。歳入のほうで国の交付金221万4,000円を見ております。

それから012子育て世帯臨時特例給付金事業、これにつきましては決算見込みによる不用額です。電算システム開発と臨時特例給付金の減額です。

それから013子育てに関する経済的負担対応事業費、これは国の交付金事業なんですけど地方創生でなくても一つの消費喚起生活支援型交付金の充当する事業です。18歳以下の子どもがいる世帯に商品券を配布するというものでございます。配布する交付金につきましては、790人分を見ております。それと事務経費がそれぞれ計上してございます。これにつきましては国の交付金699万4,000円と、県のほうからもありまして県の交付金107万7,000円を見ております。

めくっていただきまして15ページ、目の2保育所費です。

006法人児童保育委託費、これにつきましては0歳児等の入所者の増によりまして委託料を376万7,000円増額するものでございます。国の国庫の負担金180万円、県が90万円

の負担金がございます。

それから００７特別保育事業費、障害児保育事業補助金、これにつきましては決算見込みによる不用額の減額でございます。まちづくり基金のほう若干調整をしております。

それから、目の３母子福祉費００６母子家庭高等技術訓練促進事業費ですが、これにつきましては１名分の不用額を減額するものでございます。さらに県の負担金７５万円の減額もございます。

それから次に、項の３生活保護費、生活保護扶助費の００３生活保護扶助費ですが決算見込みによる不用額の減額でございます。歳入も１２２万２,０００円の減額となっております。

それから次に衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費——簡易水道特別会計の繰出金これは先ほどあったとおりです。

それから母子衛生費の妊婦健診事業費、これにつきましては決算見込みによる不用額の減額でございます。

それから、不育症治療費助成事業、これにつきましては国の地方創生の事業でございます。不育治療費助成５人分を見込んでおります。歳入のほうで国の交付金１１０万７,０００円を上げております。

それから次に予防費、００６がん検診推進事業費ですが、これも決算見込みによる不用額の減額でございます。

めくっていただきまして、１６ページです。

清掃費の２し尿処理費０４０団体負担金ですが、これにつきましてはし尿処理場の施設整備に伴いまして鹿足郡事務組合への負担金が８,９１９万円新たに追加の負担が発生するものです。これにつきましては、歳入のほうでがんばる地域交付金を２,４８１万３,０００円、過疎債を７,１１０万円充当しております。

それから労働費、款５労働費の項１労働諸費目２雇用対策費です。

雇用対策事業費００３ですが、これも地方創生の事業です。雇用促進及び資格取得支援助成ということで新たに資格を取得される、あるいは新規の雇用をされる企業等への助成金でございます。３００万円、国の交付金２２１万４,０００円を充当しております。

それから６農林水産業費項１の農業費目２農業総務費の００２職員人件費、これは人事異動の関係でございます。

目の３農業振興費の０１６新規就農者育成確保事業費、半農半Ｘ支援事業補助金につきましては実績等によりまして２１６万円を減額するものでございます。歳入は２分の１、県が１０８万円減額となっております。

それから、青年就農給付金につきましては新規１人分７５万円、これが県の１０分の１０の事

業です。

それから青年就農給付金経済対策分、これにつきましては参考資料の３ページのほうにも詳細が掲載をしております。給付金を前倒しして給付するというもので、従来ですと平成２７年度に交付すべきものを２６年度に前倒しをして交付するものです。４５０万円、県の１０分１０の事業です。

それから０２７新農林水産振興がんばる地域応援総合整備事業費、これにつきましては実績により減額をするものでございます。

それから、１７ページの０２８地域ブランド化推進事業費、これにつきましても事業委託料等の回数、内容の見直し等によりまして１００万円の減額でございます。それから施設備品購入費につきましては、交流研修センターの中のコンベックオープンの購入費でございます。

それから０３４米のブランド化事業費、これも地方創生の事業でございます。全員協議会で説明があったとおりでございます。指導員、アドバイザー等の指導員の謝礼、それから食味コンクールへの参加費の報償、販売活動の旅費、それから土壌分析、食味分析等の資材費、手数料、それから食味鑑定コンクールへの出展料、それから機械器具購入費ということで食味分析器あるいは穀粒判別器の購入費が計上してございます。この事業につきましても国の交付金を１２８万１,０００円充当しております。

それから次、農地費ですが０２１中山間地域総合整備事業費、移転補償費、電柱移転補償が発生したということで２４万２,０００円の計上でございます。これについては歳入で過疎債を充当しております。

それから次に林業費の林業総務費の職員人件費は、住宅の入居による移動、職員手当と……住居手当と通勤手当の増額でございます。

それから林業振興費の０２２公社造林事業費につきましては、事業費の減少によりまして７３１万１,０００円減額するものでございます。歳入のほうでも受託事業収入が同額減額になっております。

それから０２９林業従事者育成事業費、これにつきましては地方創生の事業です。これも全員協議会で説明があったとおりでございます。派遣講師の謝礼でありますとか、みどり情報局島根からの研修費等でございます。それから機械器具の購入費につきましては、チェーンソーあるいは目立て用の備品、それからまき割り用の斧あるいはくさびそういったものの購入費でございます。これにつきましては、国の交付金を３６万３,０００円充当しております。

それから林業振興施設費００３菌床しいたけ関連施設管理費ですが、菌床の培養の板の取りかえ枚数が減少したことによりまして１６０万円の減額でございます。

それから、７商工費項１商工費、商工振興費、発電会計の繰出金は先ほど水力会計の説明にあ

ったとおりです。

022 地域経済活性化事業費、これも国の交付金事業ですがこれも地方創生じゃなくて消費喚起生活支援型の交付金の充当事業です。プレミアム付商品券の発行経費でございます。1,126万円、国の交付金を1,116万2,000円充当をしております。

それから目の2観光費003観光振興対策費ですが、観光協会の補助金、観光資源調査の一部を平成26年度から平成27年度に変更したことによりまして、433万6,000円を減額するものでございます。歳入のほうで過疎債のソフトが同額430万円の減額となっております。

それから005観光施設管理費の改良工事費、これにつきましては水源会館の修繕工事を平成27年度に変更したために900万円減額するものでございます。

それから目の3都市農村交流費024彫刻の道整備事業費、これも地方創生の関連事業です。これも全員協議会等で説明があったかと思いますが、基本構想の策定委託料の216万円でございます。国の交付金159万4,000円を充当しております。

次に19ページです。

8 土木費項1 土木管理費目1 土木総務費の021 県営事業負担金、急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては事業費減によりまして100万円を減額するものでございます。公共事業債を90万円減額をしております。

それから款8 土木費項2 道路橋梁費目道路橋梁維持費005除雪費、これにつきましては除雪業務にかかる経費が不足しましたので1,000万円の補正をするものです。それから舗装工事費につきましては、除雪車の車庫の舗装工事でございます。340万1,000円でございます。

それから目の2道路橋梁新設改良費021 木部谷線改良事業費、それから029 朝倉真田線改良事業費、043 夜打原相生線交通安全施設整備事業費につきましては社会資本整備交付金を充当しておりまして、この交付金事業の内部の調整等によりまして増減をするものでございます。全体で社会資本整備交付金も3,877万6,000円減額となっております。

それから044 町道通学路交通安全事業費、これにつきましては改良工事費不用額を減額するものでございます。

それから053 七日市排水路整備事業費、移転補償費、水道管の移設費を行わなかったことによりまして318万7,000円を減額するものでございます。

それから河川費目2 河川改良費029 高津川防災安全交付金事業費、これも社会資本整備交付金事業ですが高津川防災安全事業負担金、谷尻橋の負担金ですが270万円の減でございます。社会資本整備交付金が261万円4,000円の減と過疎債を10万円減少しております。

20ページ、土木費の5項住宅費目2 住宅建設費022 公営住宅等整備事業費、これも社会資本整備交付金事業ですが設計業務委託料、薦の子山団地の設計業務委託料、これも減額をするも

のでございます。

それから 024 地域有料賃貸住宅整備事業費、これも実績等によりまして建設工事費を 270 万円減額するものです。七日市団地のこれも社交金事業です。

それから款 9 消防費項 1 消防費目 1 常備消防費 040 団体負担金は益田広域の負担金ですけども、消防施設の整備等の入札減等によりまして 870 万 7,000 円を減額するものでございます。

それから目の 3 災害対策費 003 災害対策費ですが、自主防災組織の活動費の補助金等あるいは資材整備の補助金等予算計上しましたが、決算見込みによりまして不用額を減額するものでございます。

それから款 10 教育費項 1 教育総務費目 5 学校給食費の 050 その他経費、学校給食調理の嘱託職員の報酬につきましては不用額を減額するものです。それから臨時雇用賃金につきましては予算に不足をしますので、逆に増額の補正をするものです。

それから学校給食会運営補助金、これにつきましては地方創生の関連事業でございます。平成 27 年度分の給食費の助成をするものでございます。国の交付金 1,851 万 2,000 円を充当しております。

それから 21 ページ、小学校費の目 1 小学校管理費です。

023 小学校施設整備事業費です。

普通旅費につきましては七小工事にかかる旅費でございます。設計業務委託料は六日市小学校、柿木小学校の耐震補強工事の設計委託料の不用額を減額するものでございます。

それから目の 2 小学校教育振興費ですが、007 特別支援教育設備整備事業費、施設備品購入費ですが平成 27 年度から新たに新設をされます柿木小学校の新設学級への備品、ストーブ、作業台等でございます。

それから項の 3 中学校費目の 2 中学校教育振興費ですが、007 特別支援教育施設備整備事業費、これも同様に改良工事費につきましては新設学級のための吉賀中学校の改良工事でございます。それから教材購入費につきましては、吉賀中学校と六日市中学校、これもストーブ、作業台、ホワイトボード等の備品の購入費でございます。

それから社会教育費の目 1 社会教育総務費、職員人件費は人事異動によるものでございます。

めくっていただきまして 22 ページ、保健体育費の目 1 保健体育総務費、その他経費、050 その他経費ですが蔵中の公認グラウンド整備のための改良工事の不用額を減額するものでございます。

それから目の 2 保健体育施設費、これにつきましては町民ふれあい広場の整備事業の過疎債を新たに 20 万円充当したことによりまして、一般財源を 20 万円減額する財源更正でございます。

それから次、１２款交際費項１交際費目１元金につきましては利率見直しによる増額分５０万円、それから目の２利子につきましては００３長期債利子ですが利率の確定による２００万円を減額するものでございます。

それでは、歳入に戻っていただきまして９ページでございます。

款９地方交付税項１地方交付税目１地方交付税節地方交付税です。普通交付税９，０４４万５，０００円、これにつきましては今年度交付決定となった金額を全額今回計上をしております。特別交付税についてはまだ額が確定しておりません。今議会中に多分金額が確定すると思いますけれども、普通交付税につきましては決定した金額を全額計上をしております。

それから、款１３国庫支出金項１国庫負担金目１民生費国庫負担金、節の児童福祉国庫負担金ですが児童保育につきましては保育委託料の増に伴うものでございます。

それから被用者児童手当は児童手当の減額に伴う減額でございます。

それから節の２生活保護費国庫負担金、これも最初のほうの生活保護費が減額したことによる国庫負担の減額でございます。

それから次に、国庫補助金の部です。

目１総務費国庫補助金節１総務管理費国庫補助金、番号制度システム改修費補助金総務省分、これは平成２７年度に事業費をまわした関係で７９万４，０００円減額となるものでございます。

それから、がんばる地域交付金につきましては鹿足郡事務組合の負担金に充当をしておりますけれども、し尿処理場の工事費等に充当をしております。２，４８１万３，０００円でございます。

それから地域住民生活等緊急支援のための交付金消費喚起生活支援型、これが今回の国の交付金です。限度額いっぱいの１，８１５万６，０００円を計上しております。同じく地方創生先行型で限度額の３，１４６万１，０００円を計上しておるところでございます。

それから目の２民生費国庫補助金節１社会福祉費国庫補助金です。

臨時福祉給付金事務費交付金につきましては、事業費が減額に伴いまして歳入のほうも減額となっております。子育て世帯臨時特例給付金の交付金、あるいは事務費交付金についても同様に歳出のほうで減額をしておりますが、同様に歳入も減額をしております。

それから目の７土木費国庫補助金節１道路橋梁費国庫補助金、社会資本整備交付金ですが歳出のほうでも事業費が随分減額になっておりますけれども、歳入で総額３，９６３万１，０００円減額をするものでございます。

それから目の２住宅費国庫補助金、七日市団地、社会資本整備交付金ですが——につきましては６０７万３，０００円増額の補正でございます。

それからめくっていただきまして１０ページ、１４の県支出金項１県負担金目１民生費県負担金です。児童福祉費県負担金につきましては、国債、国庫と同様に児童保育委託料が増えたこと

によります児童保育が90万円の増、児童手当が減少したことによりまして44万5,000円の減額でございます。

それから県補助金の2民生費、県補助金につきましては高等技能訓練促進等事業補助金、これは不用額を減額したことによりまして歳入も減額するものでございます。

それから放課後児童対策事業費、これも歳出のほうで不用額を減額しましたので歳入も減額するものです。多子世帯支援事業補助金、これは国の消費喚起生活支援型交付金事業として充当するもので、県の補助金は子どもが3人以上いる世帯に対して県の補助金が対象となります。町の補助金はもう1人から補助金を交付しますが、県のほうから入ってくるのは3人以上の子どもがいる世帯ということで107万7,000円でございます。事務費が一部含まれております。

それから目の5農林水産業費県補助金、新農林水産振興がんばる地域応援総合事業補助金、歳出のほうで申しましたように事業費の減額あるいは増額に伴いまして、それぞれ減額増額するものでございます。

それから款の16寄附金項1寄附金目1寄附金、指定寄附金——ふるさと応援寄附金、若干見込みよりか多くなるということで20万円の補正をするものでございます。

それから繰入金の基金繰入金で、ふるさと創生基金繰入金につきましては発電会計の繰出金が減少したことによりまして、基金の取崩しを2,200万円減額するものでございます。

めくっていただきまして11ページです。

同じく基金繰入金のまちづくり基金の繰入金です。これにつきましては、保育料分につきましては210万円の繰り入れをし、給食費については110万円逆に減額をしますので差引100万円の繰り入れということになっております。

それから次に、9の興学資金基金繰入金です。

これにつきましては平成27年度から特別会計へ移行しますので、平成26年度において全額を繰り入れるものでございます。26年度で繰り入れて27年度に繰り出しをするというものでございます。基金の現残高4,736万円全額を繰り入れるものです。

それから次に、諸収入の受託事業収入、農林水産事業費受託事業収入、公社造林の受託事業収入は事業費の減により731万1,000円の減でございます。

それから次に、款20町債項1町債、まず過疎債です。

これにつきましては、歳出のほうでもいろいろ言いましたように事業費の増減等によりまして記載の内容のそれぞれの個別の事業で増減を伴っております。トータルで1億490万円減額となっています。この中で上から5行目、学校施設整備事業というのがありますが、これにつきましては七日市小学校分です。これについては1億1,730万円減額しておりますが、この代わりに合併特例債を1億840万円計上をしております。その下のところで合併特例債のところで

もありますけども、一番上の学校施設整備事業１億８４０万円はこの過疎債が減額になったことによりまして合併特例債を新たに計上するものでございます。

それから、益田広域の負担金を最初のところで申したとおりでございます。地域ケーブルネットワーク整備事業は、鹿足郡事務組合への負担金に充当をします。

それから１２ページのところです。

土木債の公共事業等債県事業負担金、これは急傾斜地の負担金が減額したものであるものです。それから公営住宅整備事業につきましては、薦の子山団地と七日市団地の事業費を減額したことによるものです。

それから消防債の緊急防災減災事業債につきましては、広域消防への負担金が減額したことによりまして減額をするものです。

それから臨時財政対策債です。

これにつきましては借入の限度額をいっぱい計上しておりましたけども、先ほど地方交付税を全額計上しました。それからなお、歳出のほうも今回は減額が多いですのでそこで一般財源の調整をここの臨時財政対策債のほうで行っております。ですので本来ならば１億９，８７９万８，０００円まで借りられるとこなんですが、１億６，１６１万８，０００円を減額をして借入上限を３，７１８万円とするものです。減額しても交付税参入１００％は変わりませんので、そのようにここで財源の調整をさせていただいたということでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） １７ページの農林水産業費農業費のうちの負担金補助及び交付金のうちの米のブランド化事業費の機械器具購入費で、食味計等購入する予定です、でこの前の全員協議会におきましても農業公社のほうにそういう実際の作業等してもらっては、というお話ではありましたが人員の体制、それから実際にそういうことをやる手続等についても一手に農業公社がやることになるのか。そこら辺の状況について、お聞きをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

御質問の件ですが、全員協議会でも御説明させてもらったと思いますが、今のところ農家の皆さんが使いやすい場所ということで農業公社のほうを考えております。いわゆる公社の職員の人手のことがありましたが、それにつきましては今後農業公社のほうと話しを詰めていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ何でしたかね。——手続ですね。農家さんからの手続につきましては、も

う直接、農業公社のほうで手続をしてもらいたいと思いますが、ある程度の先ほどもありました
が職員の人手がかかろうということで幾らかの手数料はいただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、例えば柿木の地域の方々にとってみると六日市まで出てくるということが非常に遠方でありますので、そういう点については、例えば柿木の分庁舎のほうで仮に役場のほうで受けて、それを公社のほうでまたやってもらうとかそういうことも検討する必要があるのではないかというふうに考えますがその点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

機械そのものについては、そう大きいものではないですし、機械の操作も簡単なものですから、これにつきましては議員が御指摘がありましたとおり、場所については検討をさせていただこうと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 13ページなんですけども、企画費の中で委託料の036地方創生総合戦略策定事業費の中で事業委託とあるんですけども、565万5,000円ですか、これはですね、一応地方創生の分で補正の中では4,900万円ぐらい入って、なおかつ2,000万円ぐらい足したものをいろいろ先ほどから事業の内容が出ていますがそれを繰り越しでやるということですね。

だけど、この五百何ぼにつきましては、一応13名の職員、庁舎の中で、庁議の中でやるということでしたがどこへどういうことを委託して500万円も払うんでしょうか。

その辺、ちょっと詳しくお知らせください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 質問にお答えいたします。

今回策定事業費としてあげておりますものは、まず大きく3つを目的としておりまして、まず一つは地方創生のメニューを今後決定していくにあたっての住民を対象とした意識調査、アンケート調査、これを今一つ計画しております。

その後、基礎資料の調査結果をベースとしまして、その基礎資料の分析やもう一つ大きなメニューがあります人口ビジョンの策定のコンサルをしていただこうかと思っております。方針自体は町で決めていくわけでございますが、具体的な数字の捉え方とかいろんな推計方法とかを検討していただこうかと思っております。

それと最終的に総合戦略の取りまとめといいますか、製本といいますか、最後の報告書の作成

をコンサルいただきたいと思います。1点、この計画でございますが今回の地方創生事業というのは先ほど総務課長のほうからも説明がありましたが、まずは先行型ということで今回補正で10事業上がっております。で、そのあと計画を作るという変則的なことになっておりますが、この今回の10事業も含めまして地方創生全体の計画を作っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 13ページの025の広島市豪雨災害被災者支援事業費等々が全て減額となっておりますが、実際には何人ぐらい被災者の方が六日市温泉のほうに来られたのか教えていただきたいと思います。そして、この事業はもうこれで打ちきりなんですか、それとも継続なんですか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 質問にお答えいたします。

当初——失礼しました、平成26年度の予算としまして、現在500万円計上しております。実績見込みでございますが、3月末までの見込みとして約230名の実績になるのではないかと考えております。おおよそ事業費として250万円前後を消化する予定となっております、今回ちょっと余裕を見て200万円の減額とするものでございます。

以上です。——失礼しました、平成27年度以降の継続でございますが、私ども来られた方にアンケートをいろいろとっておりまして、その内容を踏まえたところ、あともう1点は避難所がほとんど閉鎖しているところを考えまして、ことしの3月末をもって終了したいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 先ほどの続きで申しわけないんですけども、今いわゆる製本までいく五百何ぼっていうのはわかるような気がするんですが、県下でも100人委員会とかいろいろ町民を交えてアンケートだけっていうより、いろんな意見を抽出するパブリックコメントといえますか、そういうふうなことをやってるところがあるんですが、それが何もよそがいいっていうことじゃないんですけども、やはり若年層からお年寄りまでいろんな人がこの町におるわけですが、その人たちが、今の現状がどうなのか、何が不満なのか、何に困ってるのか、何を求めているのかっていうことをやはり住民の生の声を聞く必要があると思うんですよ。ただアンケートっていうのは正直な面もあるかもしれませんが、やはり子どもも入れたりして、いろんな人脈の中で年齢層の厚い範囲でいろんな協議会というものを持ってほしいと思うんですが、前にも私もそのことを提案したときに当面は庁舎内の庁議の中でやるということではありましたが、やはり庁議の中でやるっていうことは、これは今度やるっていうことですが、やはり凝り

固まったものに偏ったことになりすぎないという懸念がありますし、そういった意味でもやはり広く意見を求めるということは非常に大事なことと思うんですよ。特に若い子どもは自分の将来の町がどうなっていきたい、ありたいってことを思ってると思うんです。そういうことをして、何も全てをコンサル、何でもかんでもコンサルっていう考え方が私はいけないと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問にお答えいたします。

私の説明不足で申しわけございません。まず、今回の補正予算ではコンサル委託料として565万5,000円を計上しております。一方、町づくり計画というのがございまして、その期限が平成28年度になっております。ちょっとこの予算書ではない、先走って申しわけないんですが、当初予算では委員会の費用とかを計上しております。今回の地方創生の議論と町づくり計画の議論とを合わせながら、広く意見を聞きながら調整したいと考えております。アンケートと言いましたが、町づくり計画をするに当たって、幅広い年齢層、幅広い男女等そういう問わずに、町づくり計画に対する重要度調査等々を行っております。私が先ほどアンケートと言いましたのは、単純なアンケートではなくて、町づくり計画の当初計画をつくったときの評価、その後、前期評価を行ったときの評価、これをもとにしながら基礎資料として検討していきたいと思っております。住民の皆様の幅広い声を聞くというのは、そのスタンスで臨みたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 18ページの林業費の林業振興費のうちの029林業従事者育成事業費のところで、チェーンソー、巻き上げ機等購入予定ですけども、これらの機材はどこに据え置くのかということと、これを借りること、一応林業従事者として育成される方々が使用されることになると思いますが、そうでない、従来からの従事をしておられる方も借りることが可能な使い方になるのか、その点お聞きします。特に巻き上げ機について。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

今回、購入をしますいわゆる機器ですが、これにつきましては、場所は一応役場のほうで保管をしたいというふうに考えております。また、貸し出しですが、一応購入した備品につきましては研修用にだけ使いまして、貸し出しというのは当面は考えておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 16ページの016新規就農者育成確保事業の青年就農給付金

75万円と経済対策分450万円、それでこの資料によると、継続対象者、7月から6月に対象期首が到来するものと合わせて7月8月と75万円と450万円で平成26年度補正予算額は450万円ってあるんですが、この750万円というのは27年の予定者として理解していいのですか。75万円については。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

この75万円につきましては、本年26年度中に対象者が1人ふえたんで、その半年分の75万円を給付するものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第12号平成26年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）の質疑は保留しておきます。

ここで10分間休憩します。

午後1時56分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第19、議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第13号債権放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第13号につきまして御説明を申し上げます。

議案第13号、債権放棄について。

簡易水道使用料債権の回収の見込みのないものについて、債権の適正な管理の観点から債権整理を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出。吉賀町長。

記。1、権利の内容、簡易水道使用料債権。2、債権金額、161万1,244円。3、放棄の理由、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたもの。4、放棄の時期、平成27年3月31日。

詳細につきましては、建設水道課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第13号債権放棄について詳細説明をさせていただきます。

定例会参考資料のほう4ページをお開きいただけたらと思います。

この議案につきましては、本日既にありました、報告第1号に関連するものでございます。簡易水道使用料につきまして、破産法によるもので、債権放棄をするものでございます。

吉賀町私債権の管理に関する条例第13条によりますと、100万円未満のものが専決によって債権放棄ができるということでございまして、100万円以上のものにつきましては、議会の議決が必要となりますので、今回提案をさせていただいております。参考資料の4ページのほうを見ていただきますと、該当事業につきましては、破産法第153、済いません、該当事業のところ破産法第253号となっておりますが、253条の間違いです。253条第1項によるものでございます。

件数につきましては、1件でございまして、金額につきましては、161万1,244円ということでございます。この1件につきましては、報告第1号と同様で、相手方が1債務者ということでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 午前中のもありましたが、税務住民課、建設水道課で、この建設水道課の中で破産されたということですけど、1ページもそれが3万9,307円ありますし、このたびの161万1,244円なんですけど、この破産をされた時期はいつなんですか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） お答えします。

平成24年になろうかと思います。済いません、本議案に限ってでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） そうしますと、ことしが26年ですけど、その間にタイムラグがあるわけですけど、どうしてそのときに、議案として出されなかったのかということをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 債権の徴収委員会を設定をしております、その中でいろいろと議論してきたわけでございます。それで、ほかの件もそうでございますけども、事由については、以前に発生したものがございまして、結局、その辺の整理をどうつけるかということ

で、関係課で集まっているいろいろと議論をしてきまして、今回一応の結論を出したところで、一応の整理をつけたいというところで、今回の提案となりました。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 24年の時点ですすね、26年まで整理をされたということでしたが、回収できるという可能性があったからそうしたわけですか、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 光長課長。

○建設水道課長（光長 勉君） この債権者の関係で、破産の関係で、ちょっと私が全て把握はしておりませんけども、恐らく、その債権者会議であったりとか、そういう面で最終的な確定がされてなかったところもあったと思います。その時期がいつであったかというのは、私も今把握しておりませんけども、そういうことも理由の一つにはあると思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 今件は、いろいろ今朝から出てるわけですが、いわゆるこの簡水に関しましては、160万ということは、1事業所ということは、事業用に目的としたと思うんですよね。そうするとすすね、今アベノミクスで景気がどうのこうのいってますが、なかなかこの地方までは波及してこない経済情勢が、社会情勢があります。そういったところで、こういうことがほかの事業する、ほかのちゅうか、事業で使っておられる方がすすね、今後もこういうケースが起き得るだろうという想定でものを言っちゃあいけません、あると思うんですよ。そうするとすすね、やはり、住宅とか何とか一住民がおる、使っとるものについては、基本的人権だの云々ということがああるかもしれないが、事業目的であれば、それを利用して商売に転嫁しとるわけですから、そこら辺の取り立てっちゃあれなんです、その辺を今後はきちっとしていかないと、こういうことが起きるようじゃ困ると思うんですよね。その辺について、今、取り立てのほうとかいろんな債権に対してすすね、考えてはおられると思うんですが、やはり、余りたまらないうちに手だてを講じないと大変なことが起きると思うんですよ、その辺どうなんでしょう。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

これも、債権徴収委員会の中で、平成26年度のところで私債権を整理しようと、私債権の、本当は26年から私債権の取り立てといいますか、強制執行もしていきたくったんですが、こういった今、整理をせざるを得ない今の生活保護の関係とか、破産の人の関係とか、そういう部分を26年度で整理させていただいた。それでまあ、今回ちょっとタイムラグがあるようですが、ここでもうどうしようもない債権について放棄をさせていただくというような。それで、ちょうどその債権共同徴収委員会の中で、そういった今の強制執行に向けた管理マニュアルをやるとい

うようなことしの、今年度の一番最初のところで、昨年２５年からずっと話しをしとったんですが、２６年の最初のところで、確認をしました。一応マニュアルをですね。それをまあ、職員研修等もして、今後、私債権、実はこういうやり方で裁判所等への支払督促とか、そういったものを利用しながら強制執行をしていくんだという、一応マニュアルをつくったところです。それによって、今後は、その中で、先ほどもありましたが、水道なんかについては、本当に悪質な部分については、水道をとめるとか、そういった部分の判断というか、そういった部分の方法といたしますか、そういった部分がある程度まとめておりますので、そんなものを利用しながら債権については厳格に、私債権についても厳格に処理をしていきたいという考え方でありますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第１９、議案第１３号債権放棄についての質疑は保留しておきます。

日程第２０、議案第１４号

○議長（安永 友行君） 日程第２０、議案第１４号町道路線変更認定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第１４号につきまして御説明を申し上げます。

町道路線変更認定について。

町道の路線を次のように変更認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

平成２７年３月９日提出。吉賀町長。

記。変更前と変更後がございます。これ、３路線でございますけれど、１１１の月瀬線につきましては、終点、から３３７０の幸地畑線、４３１５号の一本杉線につきましては、始点をかえるということでございます。詳細の内容につきましては、建設水道課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） 提案者の説明が終わりました。担当課長より詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第１４号町道路線変更認定についての詳細説明をさせていただきます。定例会参考資料のほうは５ページから７ページをお開きいただけたらと思います。

まず、先ほどの議案の内容でございますけれども、変更前、変更後、起点、終点につきましては

町長から説明があったとおりでございます。摘要欄のほうをごらんいただきますと、幅員延長がそれぞれに若干かわっております。改良等によるものでございます。確認をいただければと思います。

町道の台帳整備につきましては、毎年いろんなところで変更等が出る可能性があるわけでございますけれども、ここ数年間のところはですね、3年に一度台帳整備を実施をしております。3年分をまとめて台帳整備をしていくというところで、今回も含めて提案となったところでございますけれども、その路線番号111番の月瀬線以外の3370の幸地畑線、4315の一本杉線につきましては、この3年間の異動ではありませんで、私ども業務の中で台帳を確認したところ、現地と違うことが判明をいたしました。で、町道改良等が実施された折に、町道の変更認定をすべきものであったものがされてなかった部分でございまして、今までそのままになっていたというところで、この点については、皆様方におわびを申し上げなければなりません。その辺を、前に説明をさしていただきまして、ちょっと変更の内容について説明をさせていただきます。

まず、月瀬線でございます。路線番号111の月瀬線でございますけれども、これ、5ページのほうの図面を見ていただければと思います。これにつきましては、丸で囲ってある部分が改良された部分でございます。国道187号と町道月瀬線の接点の部分、交差点になる部分でございますけれども、国道の改良、歩道整備によりまして、そのつけかえ、交差点部分が改良されたということに伴うものでございます。これにつきましては、平成24年に実施されたものと思います。

それから、6ページのほうでございます。3370幸地畑線でございます。これについては、旧六日市町の区域になるわけでございますけれども、合併より以前にもう既に道路改良されたものと思われまして。それで、図面を見ていただけるとわかりますけれども、図面の左側から起点ですけれども、この部分が、現道、旧の変更前の道路と大きくかわっておりまして、幅員を拡幅して町道改良がされたものだというふうに思います。変更後につきましては、新しくできた道路と、もともとあった残った部分につきましては、枝線として、町道として管理をしていきたいというふうに思っております。これに伴いまして、幅員が、変更前が0.8から5.0メートル、延長が470.5メートルであったものが、幅員が1.0から6.2メートル、延長が640.3メートルに変更するものでございます。

次、4315一本杉線でございます。これは、図面7ページを見ていただければと思います。これは、丸で囲った部分が変更になった部分でございます。これにつきましても、旧六日市町の時代に、ここの河川改良の関係で、どうもかわったのではないかとというふうに推測されます。たまたま業務の中で、橋梁点検等の実施をする上で、ここちょうど橋が変更前はあったわけでございますけれども、現在、橋がありません。それで起点の位置がかわっております。河川の左岸側をずっと道路が、町道が出るようになってまして、この部分がかわったものが台帳上反映されてな

かったということでございます。これに伴いまして幅員が2.5メートルから3.9メートルのものが、2.8メートルから7メートルへ、延長が134.7メートルから延長が124.0メートルへ変更をするものでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

起点と終点並びに摘要の変更がありますが、起点、終点間の用地の登記について、全て町有地としてなっているのかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長課長。

○建設水道課長（光長 勉君） ちょっと、この路線に限らず一般的な話からさしていただきますけども、町道の用地につきましては、現在、地籍調査等も行われておりますけども、全てが町有地に登記が切りかわっているものではございません。この3路線につきましてちょっと確認をしておりますので、明言はできませんけども、一部は登記上は民地のまんま町道になっているところがあるかというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） そうしますと、現状でいきますと、地籍調査等が入ったときに、きちっとするタイミングもあると思いますし、もう1点は、それぞれのその道路に工事に入るとき、舗装、復旧等も含めてですが、そういうときも含めて登記のやりかえということは、地籍調査のときはまあ、するの当たり前ですけども、それ以外のときに、登記のやりかえの手続きを行うという考えはあるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 未登記のまま町道になっているというところがございますので、御指摘のように、それでトラブルになることもございます。地籍調査をやった場合、町道になっている部分が、登記上民地であるといった場合は、所有者は、もともとの所有者の方の名義で、地目としては公衆用道路という形で登記がされます。そのときに、町道部分だけは分筆されますので、その名義変更をすれば、登記は吉賀町にかえることは可能なんですけども、当然、既に現地が道路になってますんで、その部分を新たに買収するとか、そういう手続きができません。したがって、形としては寄附採納していただいた形で名義変更ができればというふうには考えてはおりますけども、今実際に、なかなか整理がされていないのが実情でございます。最近の町道改良では、用地買収をして町道改良を実施しておりますんで、これにつきましては、以前の、道路ができたときからのことにさかのぼるわけでございますけども、その当時は、できた道

路を町道認定してきたという経過がありまして、こういった事態になっております。行く行くやっぱりトラブルの原因にもなりますので、できればそういう形のものは地籍調査が終わったところからでも整理ができればいいというふうには考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第20、議案第14号町道路線変更認定についての質疑は保留しておきます。

日程第21. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第15号過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第15号でございます。

過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定において、準用する同法第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度）を別紙のとおり変更するので、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出。吉賀町長。

過疎計画の変更でございますけど、別紙以降につきましては、担当しております企画課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、議案第15号過疎地域自立促進計画の変更についての詳細について説明させていただきます。

お手元の第1回協議会定例会参考資料の9ページをお開きください。

今回変更する内容につきまして、左側、向かって左側に変更前、右側に変更後を記載しております。右側の変更後を主に説明させていただきます。

まず、第1点目でございますが、基本的な事項の項目の中の、「鹿足郡環境衛生事務組合」という表現を、「鹿足郡事務組合」に変更させていただきます。あわせて、業務の内容に、有線テレビジョン放送事務、いわゆるケーブルテレビに関連するものでございますが、これを追加するものでございます。

大きな2点目でございますが、し尿処理の、失礼しました、4生活環境の整備の中の、し尿処理の中で、「鹿足郡環境衛生事務組合」というものを、「鹿足郡事務組合」に変更するのと、本

文の５行目になりますが、「また、施設が老朽化しており、計画的に更新等を行う必要がある。」という字句を挿入しております。いわゆる施設の更新に係るものを、今回過疎計画の中に入れることになります。

具体的なその対策としまして、「ソ」の後に「タ、し尿処理施設の老朽化した機器掃除等について更新を行い、施設の長寿命化を図る。」その中で、表中でございますが、具体的な事業として、「（３）廃棄物処理施設、し尿処理施設」ということで、「し尿処理施設更新等負担金、鹿足郡事務組合」とあります。鹿足郡事務組合が、事業主体で行う場合の吉賀町の負担金を明言したものでございます。

以上、過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第２１、議案第１５号過疎地域自立促進計画の変更についての質疑は保留しておきます。

日程第２２．議案第１６号

○議長（安永 友行君） 日程第２２、議案第１６号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第１６号でございます。

吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成１７年吉賀町条例第３４号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成２７年３月９日提出。吉賀町長。

詳細につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第１６号吉賀町議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正について詳細説明を行います。

参考資料の１０ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表がつけてあります。今回

の改正につきましては、第3条と第18条の改正を行うものでございます。

まず、第3条の改正ですけれども、公務災害の認定を行う際に、従来ですと、「島根県市町村総合事務組合にて事務を行う。」という表現でありましたけれども、今回の改正によりまして、実施機関は、「前項の規定による災害が公務または通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするとき、島根県市町村総合事務組合の公務災害補償等認定委員会の意見を聞かなければならない。」というふうに改めるものでございます。

それから、第18条のところでは、公務災害の補償の実施に不服があるときに審査を申し立てる機関についての規定でございます。これにつきましても、「総合事務組合」という表現から、「島根県市町村総合事務組合の公務災害補償等審査会」に対してということで、そういうふうに名称変更するものでございます。

第2項についても同様でございます。

以上で、議案第16号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の、認定委員会と認定審査会のメンバー、どのようなことになっているのかわかりますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 今、資料がありませんので、調べさせていただきます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ただいま藤升議員の質問については、質疑は保留しておきますので、その際に回答させていただきます。

日程第22、議案第16号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第23．議案第17号

日程第24．議案第18号

日程第25．議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第17号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてから、日程第25の議案第19号吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例についてまでの3議案を一括上程とし、これを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、住宅に関する議案3件を御提案申し上げます。

議案第17号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。

吉賀町特定優良賃貸住宅条例（平成17年吉賀町条例第168号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月9日提出。吉賀町長。

議案第18号吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例の制定について。

吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年3月9日。

続きまして、議案第19号でございます。吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例について。

吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例（平成17年吉賀町条例第169号）を別紙のとおり廃止する。

平成27年3月9日提出。吉賀町長。

これにつきましては、担当いたしております税務住民課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。

それでは、議案第17号から第19号まで関連しますので、一括に詳細説明をさせていただきます。

参考資料では11ページに、第17号の改正の新旧対照表を載せてます。

本年1月30日に完成しました地域優良賃貸住宅七日市団地ではありますが、基準とか制度が同等の吉賀町特定優良賃貸住宅の中に、「地域優良賃貸住宅」という文言を追加していくものです。

第1条、第2条、第3条の中に、「吉賀町特定優良賃貸住宅」のあとに、「および吉賀町地域優良賃貸住宅」というように載せる。それと、表の一番最後であります、同じく、七日市団地が完成いたしましたので、表を追加するものであります。名称、それから、所在ですね、それから、年度、それから、構造、それから、ちょっと差しかえを行いました、戸数5を。それで、家賃については5万5,000円ということになってます。これが、第17号の改正の詳細であります。

続きまして、第18号吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地の家賃の特例に関する条例の制定についてということであります。

これにつきましては、先ほど17号で完成しておりました七日市団地について、定住施策等の

観点から、入居の日から起算して7年間において家賃を2万円引き下げる特例を設けるというものであります。5万5,000円が家賃でありますので、2万引き下げて、入居の日から7年間3万5,000円にするという特例を設けています。これについては、定住対策の観点からということで施策として設けたものであります。

続きまして、議案第19号吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例についてということです。これにつきましては、議案第18号を協議、検討して、条例等も検討している際に、既に制度を伴う条例があることが判明したということで、どういう条例かといいますと、合併時に六日市町が注連川団地に対して行っていた特例制度、これを吉賀町が引き継いだと、まだあの、ちょうど5,000円、5年減額するという制度がありまして、合併時にまだそういう対象の方がおられました。吉賀町になったときに、その条例はなかったわけですが、この条例によって、残存期間については引き続き5,000円の減額をしていたということで、かなり前に失効はしていたわけですが、今回条例をつくる際に、その部分が落としてないのが発覚しましたので、今回第19号として条例の改正をお願いするものであります。

以上、詳細について説明いたしました。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。なお、質疑は3本同時上程ですので議案番号を示してから行ってください。質疑はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 18号なんですけど、18号で、これは、七日市に優良賃貸住宅っていうのが、団地が5戸できたわけなんですけど、あれはですね、町長が自負しておられる子育て支援ということの名目っていいですか、そういう目的であれしたんと思うんですが、結局5万5,000円のところで3万5,000円に7年間はするということではあるんですが、やはり子どもを育てる段階でですね、3万5,000円でも結構な負担になると思うんですよ。それとあれは平屋ですよ。大きさも余り大きくないし、子育てには1人か2人ぐらいにはちょうどいいんかもしれないけど、なんぼ新しいいうてもちょっと高すぎるような気がするんですよ。そうすると思いついて半額の2万7,500円ぐらいをなぜ想定できなかったんだろうかなという気がするんですけど、その辺町長の考えはいかがなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいますように、多少狭い感じがしておりますけれど、若い方が子ども一人、新婚さんまたは子ども一人ぐらいなら十分住めるであろうと、これが2人、3人になると手狭になるんで、私どもとすれば実家の近くに増築するなり、または新築されるようなことが生まれればいいんじゃないかというようなことで、モデル的にやらしていただくという形にしたわけでございます。入居料につきましては、担当のほうから、基本はいわゆる住宅

法等の関係から決まっておるのは、今言いましたように5万5,000円ですか。そうした中で、どこまで減額するかということもございます。新しい御家族の方が入られる部分にはいいわけですけど、既に入っておられて結構な料金を払っておられる方もいらっしゃいますので、そういった方とのいわゆる公平性っていいですか、そういったものを考えたときに、3万円ぐらいならいいんじゃないだろうかというような話しを担当職員とさしていただいたところで、それは幾らで安くてもそれはいいと思うんですけど、やはりほかの方との、若い方はやはりそういうような住宅に入っておられますし、また、民間に入るとってまたそれなりのお金を払っておられる方がいらっしゃるの、ただこの御家族だけに優遇措置というのもどうだろうかというようなところから、今のような2万円減額すれば何とか世間から見えていただいても、それほど不公平感はないんじゃないだろうかというようなところから設定させていただいてわけでございますので、これが、改めるべきような状況が出ればまた改めればいいわけでございますので、とりあえずはこれで提案させていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。

今のことですが、議案第17号のところで、同じ5万5,000円ということで、基本は5万5,000円と決まっているということですが、何にそれが決まっているかということお示し願いたいということと、それと、第18号におきましては、入居の日から起算して7年までということになっておりますけども、今度廃止をする条例のほうは5年というふうなこともなりましたが、7年とした理由について御説明願います。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 家賃の算定の分ですが、これについては政令の中の月収の段階がありまして、公営住宅は、普通の一般の公営住宅については、所得によって家賃が違いまして、15万8,000円、月当たり15万8,000円未満の人しか入れないというような部分があります。で、公営住宅において最高家賃が8万3,200円が一番最高の金額です。これが、所得が25万9,001円からの人については、家賃が8万3,200円というようになって、あ、5万5,500円から8万3,200円ぐらいで、想定した所得とありますが、どなたでも入っていただける、所得についてはどなたでも入っていただける住宅という部分において、その5万5,500円のとこの5万5,000円で算定をさせていただいた。基本的な家賃は算定させていただいたということです。

7年という部分については、町長ともいろいろ協議をさせていただいたんですが、町長さんの考え方の中ではやはり、（ ）とか、その辺の部分で7年という部分があったんじゃないかというように思っておるところです。ちょっとその辺はちょっと私も……。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 担当と相談する中で、5年なのか10年までだとちょっと長いんじゃないかという話の中で、それじゃとりあえず7年で出発してみようということでございますので、議員の皆様方が5年にしろとか10年にしろというような体制でございましたら、私どもとすればいつでも変更させていただきたいというように思ってます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私が思いますには、やはり地方創生の中で先行型ということだと思いますと、人口がふえるほうがいいのか、家賃収入があるほうがいいのか、もちろんこのことですから次々どんどんつくるということではないと思いますが、それじゃ既存の今入ってる人との差異がどうなのかということも町長おっしゃられましたが、やはりその辺も加味して、人口がふえる、定着する、若者をふやすという観点に立った場合に、やはり先ほど言ったように15万円幾らの給料の中でこういうような入れるんだというようなことでは、やはり若者っていうのはそんなに給料がもらえんと思うんですよ、所得が低い。そうした中で3万5,000円の負担っていうのは結構ウエイトを占めると思うんです。そうするとやはり人口増加を念頭に置くのであれば、その辺を町長もう一回再考して、いろんなひずみもあるかもしれませんが、その辺のところはぜひその辺で人口増加ということを念頭に置いて、もう一度精査してほしいような気がするんですがいかがなものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいましたように、この前、隠岐の島町の町長が言っておられましたけれど、隠岐の島のほうでも50代で20万円ぐらいしか手取りがないというような方がいらっしゃる大変厳しい状況なのでという、やはりなかなか新しい仕事をしても若い人が帰ってこれないというような状況があるというようなことを言うておられました。

そういった中で、若い人に帰っていただいて、また移り住んできていただいて住んでもらうということなので、議員おっしゃいましたように下げるのはいとも易しいことなんですけれど、今までも若い方がそれなりの家賃を払って入っておられます。全てそれでどうなのかという部分もありますけれど、これを一つのモデルとして、また評判がよければほかの地区にもこういったものをつくっていかうということでもまず出発したわけでございますので、家賃についても、まずとりあえずこれで出発しながら、十分支払能力があるというのであれば上げることもしなきゃなりませんし、また議員がおっしゃいますように厳しいようであれば、またそういった若い方を対象としたものについては減額するということも考えられます。今、ああしてサンエムが管理しております旧学園の寮をいただいたところがワンルームのような形でやっております。これが2万円ですよ、ワンルームで。これが今度の場合は駐車場もついて、バス、トイレきちんとついた

もの、また何部屋、3部屋かな、ぐらいのものでございますので、それから比べれば同じ若い方が住んでおって3万5,000円は妥当な金額じゃなかろうかなというように判断しておりますので、一応つくって入っていただいて、その状況を聞きながらまた考えていきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第23、議案第17号吉賀町特定優良鎮台住宅条例の一部を改正する条例についてから、日程第25、議案第19号吉賀町特定優良賃貸住宅の家賃の特例に関する条例を廃止する条例についてまでの3議案の質疑は保留しておきます。

日程第26．議案第20号

日程第27．議案第21号

日程第28．議案第22号

日程第29．議案第23号

日程第30．議案第24号

日程第31．議案第25号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第26、議案第20号吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてから、日程第31、議案第25号吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、20号から25号まで一括して御提案を申し上げたいというように思っております。

議案第20号吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について。

吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出。

議案第21号吉賀町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町長及び副町長の給与等に関する条例（平成17年吉賀町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月9日提出。

続きまして、議案第２２号吉賀町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について。

吉賀町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止したいので、地方自治法（昭和２２年法律６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成２７年３月９日提出。吉賀町長。

議案第２３号吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

吉賀町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成２７年３月９日提出。吉賀町長。

議案第２４号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について。

吉賀町課設置条例（平成１７年吉賀町条例第１２号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成２７年３月９日提出。吉賀町長。

議案第２５号吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町証人等の実費弁償に関する条例（平成１７年吉賀町条例第３７号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成２７年３月９日提出。吉賀町長。

これらにつきましては、いずれも所管する課長、次長、教育長等が御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは担当する者より詳細説明を求めます。石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） そうしますと、議案第２０号から議案第２５号まで一括して御説明を申し上げます。説明の都合上、議案どおりにならないところがあるかと思いますがよろしくお願い申し上げます。

先般、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ということにつきましては御説明を申し上げました。本年の４月１日から施行されるというものでございます。この今回の提案につきましては、まず教育長の身分のところからもう一度御説明をしておきたいというふうに思います。それに係るものの提案でございますのでよろしくお願いを申し上げます。

現行の教育長につきましては、２つの身分を有しているということがございます。１つは、教育委員としての特別職の身分。もう１つは教育長としての一般職、これは法的には教育公務員特例法という法律でございますが、この２つを有しているわけでございます。これがこの教育委員会制度改革によって、説明では新教育長という名称で御説明いたしましたけれども、これが特別職のみの身分になるということでございます。まずそこを御説明を申し上げておきます。説明の都合上、まず議案第２２号を申し上げたいと、説明をしたいというふうに思います。先ほど申し

ましたように、ここには現行の教育長の給与、勤務時間に関する条例でございますが、先ほど言いましたように、現行の教育公務員特例法の第16条に現行の教育長が位置づけられておりますけれども、この16条が削除されるということに伴いまして、この吉賀町条例の議案第22号が廃止ということになるわけでございます。

そういった都合上元に戻りますが、議案第20号で、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定をするものでございますし、議案第21号で吉賀町教育長の給与に関する条例のこれは一部改正でございます。ということで、議案第22号のところで廃止するものが議案第20号、21号で制定なり、一部改正というふうになるものでございます。

それから、議案第23号でございます。ここには教育長の職務に専念する義務の特例が制定でございます。これも先ほど言いましたように、新しく制度化される教育長につきましては特別職ということでございますので、この一般職の適用ではなくて特別職として、この専念する義務の特例を制定するものでございます。

それから、議案第24号です。これは吉賀町課の設置条例の一部を改正するものでございますが、今回の教育委員会の制度改革の一つのポイントの中に、首長、町長が総合教育会議を主管することができる。主管、計画、あるいは招集をすることができるという制度がこのポイントの中の一つとしてございます。したがって、町長が主催をする会議でございますので、これは参考資料の15ページを開いていただきますと新旧を書いてございますのでおわかりいただけたと思いますが、総務課において右側の改正後のとこでございますが、(14)総務課において総合教育会議及び大綱に関することということを追加をするものでございます。これが制度改革に伴う一つのポイントでございます。

それから、議案第25号のところで証人等の一部改正でございます。これも先ほど説明したとおり、総合教育会議を設置いたします。その総合教育会議の設置において、学識経験者でありますとか関係者の証人の制度をつくったものでございます、つくったものというか改正をしたものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑は議案番号を示して行ってください。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第26、議案第20号吉賀町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてから、日程第31、議案第25号吉賀町証人等の実費弁償に関する条例の一部を

改正する条例についてまでの6議案の質疑は保留しておきます。

ここで10分間休憩します。

午後3時07分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第32、議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第32、議案第26号吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第26号でございます。

吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出吉賀町長。

別紙から詳細につきましては、教育次長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） それでは、ただいま議題に挙がっております議案第26号吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、詳細説明を行いたいと思います。

資料のほうは、参考資料の17ページのほうを合わせてごらんください。

この条例は、平成25年に制定に制定をされました、いじめ防止対策推進法の施行に対応して制定するものです。

資料のほうでフロー図がございますけども、この条例では、3つの組織の設置をお願いしたいというふうをお願いしているところです。

まず、一つ目は、一番左にいじめの発見、通報時というのがありまして、その下の教育委員会という枠がございます。そこへ、いじめ問題対策連絡協議会の開催というふうになっていますけれども、一つ目は、このいじめ問題対策連絡協議会の設置です。

この会は、いじめ等があるなしにかかわらずの平常時から、それから軽微ないじめ等が発生したときにこの会を動かすという形になっております。

これは、1年に1回程度の開催を予定をしているところでございます。

それから2つ目には、重大事態への対応という真ん中にありますけども、これの一番下に②吉賀町いじめ防止対策審議会による調査審議というのがございます。この組織が2つ目の組織でございます。これは、いじめによって生命・心身・財産に重大な被害が生じた、または生じる疑いのときでございます。

それから、いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席している疑いがあるといった場合には、重大事態として認識し、この組織を動かしていくという形になっております。

それから、3つ目が一番右にありますけども、一番下に吉賀町いじめ問題に関する第三者委員会による再調査審議というのがありますが、3つ目の組織として吉賀町いじめ問題に関する第三者委員会というのを設置をするという、この3つの組織を設置するこの条例でございます。

議案のほうでは、それぞれの組織について、設置目的とか、どういう事務をするとか、どういう構成員で組織をするといったようなことが掲げてあります。

1つ目のいじめ問題対策委員会連絡協議会では、第4条で10名以内で組織をするということで、医療・保健及び福祉関係機関以下、労働・教育・警察・消防・行政等々から選出をして組織を指揮します。

第5条で任期は2年となっております。事務局は、教育委員会が持つという形を考えております。

2つ目のいじめ防止等対策審議会については、先ほども言いましたけども、重大事態が発生をした、または、しそうだといったときの組織で、事実関係を明確にするための調査を行っていくというものであります。

委員については、10名以内で組織をつくっていくという形です。これも任期が2年で事務局を教育委員会が持って所掌事務を行うという考え方でございます。

3つ目のいじめ問題に関する第三者調査委員会につきましては、教育委員会から重大事態が発生した場合には、学校から教育委員へ報告が来まして、教育委員会は、まず、町長へそのことを報告し、先ほどの吉賀町いじめ問題防止対策審議会に諮問をして実際の調査をしていただいて答申を受けるといった形になっております。

この受けた答申結果を町長に報告をいたします。そのときに町長は、議会に通常でしたら報告をするわけですが、この再調査の調査結果がもう一つはっきりしないと、原因等がはっきりしないというふうな疑義を持たれたりした場合には、町長が独自で第三者委員会を設置をして再調査をさせるということになっております。

この再調査結果を持って議会のほうへ報告をするという流れでございます。

一応この条例で3つの組織をつくって今後いじめ問題に対して防止の推進をしていこうという考えでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） いじめ発生ということで、あつてはならないことだと思うんですが、仮に発生したと、それで、よく世間の中では、児童生徒が自殺したけども、学校はいじめがあったとは認めないとか、教育委員会もそういうことは認めないとした場合に保護者としては、どこへこれは申し立てるんですか、ちょっとこの条例では、そういうところがわかりかねるんですが、保護者からの意見というか、こういうので第三者委員会で審査してもらいたいとかいうような申し立て機関というんですか、そういうものはどこに読めばいいかなと思いますのでお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

フロー図のほうでもごらんいただいたらと思いますけども、本来、学校でいじめ等がありました場合には、学校にも同じように防止のための組織が現在どの学校にも全部ございます。

ですから本来は、その学校の中でいじめのケースについて協議し、対応していくというのが本当か、というふうに思います。

先ほども言いましたように、万が一その学校の中でそれが挙がってこないというようなことがありますと、この組織なりがうまく機能しないというふうなこともございますけども通常は、いじめ問題対策連絡協議会の中できちんと調査をしたりします。

今言われているその重大事態の場合には、防止対策審議会のほうへいくことになっております。学校からは、そのこのところは、いじめがあったかどうかということの調査は、このいじめ防止対策審議会で行いますので、もしも、保護者が異議があるとすれば、そちらに行っていただくか、その調査結果がやっぱり納得できないということであれば、第三者委員会のほうに申し入れていただく、というふうな形になろうかと思います。

最初にいいましたいじめ防止対策推進法が、そもそもその大津のいじめ事件をきっかけにしてつくられた法律で、こういった組織化も図られていくということでございますので、そういった問題が表に上がってこないというようなことを防ぐための組織として、このそれぞれの組織を動かしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 先ほどの大多和議員の関連になるわけですが、実際に今吉賀町内のいじめについての状況は教育委員会に報告があったような事例があるのかなのか、実際に吉賀町が今までいじめはなかったのか、その辺をちょっとお聞きします。

それともう一点、今先ほど、ちょっと大多和議員が言われましたが、このフロー図は、大変立

派であります、その保護者の方に対しては、こういうふう組織がありますよとか、そういう周知と言いますか、するわけですか、それとも、しないわけですか、それを2点を現在の状況と、もう1点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えいたします。

まず、その吉賀町でのいじめの状況でございます。毎年学期ごとに学校からそういう問題行動なり、いじめ等があったかどうかの報告は上がってきて、それを県に報告するようになっております。

それから4月、新年度に入った段階では、前年のその状況をもう一度学校からまとめて報告させて、それを国に上げるようになっております。

で、昨年春ですので、平成25年度には、いじめ問題、いじめの案件が2件ございました。

1件は小学校もう1件は中学校です。

小学校の場合は、冷やかしかからかい、悪口やいやなことを言われるといったものが報告で挙がっております。

それから中学校のほうの1件は、パソコンや携帯等でいやなことを書き込まれたといったような案件でございました。

昨年場合は、この2件が挙がってます。

今年度場合は、1学期、2学期、まだ3学期は報告は挙がってませんがどこの学校からいじめの案件については、挙がっておりません。

それから周知についてですけれども、この議会でこの条例が可決されたあとには4月から動いていくというふうな形になるかと思っておりますけれども、そういう保護者とか、町民に向けての周知といったものはどういう形になるかは、いろいろ検討はしていこうかと、いくことになるかと思っておりますけれども、周知のほうはしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この図で見ますと、学校のいじめ防止等の対策のための組織とこの図がありますけど、あくまでも、その、ここから出た情報によって今の3つの委員会が動くということではないんですか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

基本的には、学校でそういういじめが起きたときには、把握ができるというふうに思いますので、ここから挙がってきたもので動いていくというのが基本だろうというふうに思ってます。

ただ、先ほどもありましたけれども保護者等からそういうことが直接教育委員会とかにあった場

合には、この組織を動かしていくことになるかというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） それだけで、はたしていじめが防止できるのかという疑問がちょっとあるんですが、というのは、このたび例の川崎の事件がありましたよね、今、ネットですべてがこう動く、子供たちも動く時代の中で、ただ学校でそのいじめがあったからというだけの対応でいいのか、というのがちょっと疑問なところがありますので、もうちょっとこの、そこだけに、警察でも何でもないわけですから、大変難しい問題があるんですけど、もうちょっとそのネットワークとして家庭とか、地域とかいろいろなところにアンテナを張り巡らしていくような組織づくりというのをしていかなと、学校からこういういじめがあったからというだけで10名の委員会をつくっても、あんまり、学校というところは、特に隠蔽しようという体質もなきにしもあらずだと思いますので、なかなか身に、ここの委員会に上がってくるのを待っているようでは、いじめの防止というのは、できんと思うんですけど、その辺のとこどう思われるんですか。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

実は、このいじめ防止推進法というのは、平成23年度にできております。

学校の方は、もうそれを受けて、常にその学校現場は、その対策委員会というものを設置をして、そして、小さなことであっても、学校がそういう保護者、あるいは子どもから事案が出た場合には、調査をする。

それは、まず、校長、教頭のところへ調査をする。そして、そのことが現実的に程度といいですか、大きさの問題はありますけども、学校をあげてということになりますと、教育委員会、それから、県教委というかたちになっていくわけです。

実は、そういうところで学校のほうは、既に保護者の方に説明をしたり、あるいは学校のほうに体制ができておりまして、今回ここにあげているのは、町の体制、教育委員会の体制ということでございまして、少し遅れてこれが提案していると、町の体制について、いうことでございます。

そうはいいいしても、県内を見ましてもこの3つの今対策、委員会で言いましたけどもこれができているってところでは、市の段階は全てできてますが、町の段階では、吉賀町も早い部類の設置でございます。

そういったことで学校の方は、先こうしてもうそういう体制をつくっております。

町のほうが遅れてたということでこの設置をするものでありまして、よりいっそうこのように学校と教育委員会が情報共有をしてやっていくということを進めるためのものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の庭田議員とかかわるんですが、やっぱり学校のほうですでに調査もし、取り組みもしていただいておりますが、本当先生方のところでは、見えないいじめなんかもありまして、そういうものを子どもたちなり保護者が現時点においてほんとにどこに相談しようか、変に出したら、先ほどの事件にもありましたようですけども逆にその子自身は、さらにいじめがエスカレートするんじゃないかというふうなことをほ非常に恐れて放置をする、それで、中学校を卒業してもこういうところにはおらんようによそに行こうとかいう事例もあるわけで、そもそもそのいじめのない地域学校というのをどう作るか、というところにもっとその重点がこれからの対策の中では必要かと思えますけども、その部分について、この連絡協議会等がどういう役割をはたすことになるのかありましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

先ほど言われましたように、その地域とか家庭とかそれぞれ連携をしながらということももちろんそうですし、それから、教育委員会としては、スクールソーシャルワーカーであったり、スクールカウンセラーであったりといったものが学校のほうにも入って行って、子どもと直接面談をし、お話するという機会も設けております。

そういったところで、いろんな悩みの相談であったり、家庭での状況であったりとかそういった相談事業といったものもやって、そこで案外子どもたちが素直に語ってくれるところに問題が発見ができたというようなこともあります。

この組織的には、それぞれいろんな事態への対応という形でやって組織化を図るということをしてますけども、これとは別個に、吉賀町学校支援アドバイザー制度といったものも教育委員会のほうでは考えております。

これは、弁護士であったり大学の先生であったり臨床心理士とかそういった医師とかそういった方たちを学校の中でどう対応していいかわからないといった場合に、派遣するアドバイザー制度でございます。

そういった方たちとも連携をとりながら、よりいじめ問題が大きくなならない未然に防げるというような体制として事業を組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この各3つの委員で最大10名の委員がおられるということですが、こうしたいじめとか、教育問題に対して物すごく迅速な対応が求められるものでありますというのは、私、この最初の連絡協議会の中でも委員の併用といいますか、そういったことは、考えておられて迅速な対応でスムーズな流れで対応に取っていただきたいと思います。

その辺いかがですか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えをいたします。

委員がダブってということでしたけども、この趣旨といいますか、法律の趣旨等からいきますと、確かに併用されていたら対応が早くできるという部分もあるんですけども、逆に先ほども言いました第三者委員会かなんかになると教育委員会なりその防止対策審議会の出した結論に対して不信というか、異議を持って対応するという形ですので基本的には、それぞれがダブらないようにという指導でございます。

○議長（安永 友行君） 質疑ありませんか。質疑がないようですので、日程第３２、議案２６号吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第３３．議案第２７号

○議長（安永 友行君） 日程第３３、議案２７号吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第２７号でございます。

吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定について、吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成２７年３月９日提出吉賀町長。

これにつきましても教育次長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） それでは、ただいま議案に上がりました、議案第２７号吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例について、詳細説明を行いたいと思います。

この条例は、現在サクラマスプロジェクトとして取り組んでおりますけれども、これをより一層推進するために、その推進組織を設置をするというものでございます。

サクラマスプロジェクトは学校・家庭・地域・行政が一体となり地域ぐるみで子どもを育成しようという事業でございます。

資料は、１８、１９ページのほうごらんいただいたらと思います。

のちほど出てまいります一般会計予算でも予算のほうお願いをしておりますけれども、予算化を図りながら今年度から本格的に動いていきたいという計画を持っているところでございます。

資料の１９ページの一番下のところで、地域ぐるみで子どもたちのところで育ちにかかわりま

す組織図というものがございます。

現在、いま提案しております推進協議会は、サクラマスプロジェクト推進協議会で事務局の教育委員会でもって情報収集であったり、啓発・研修、それから計画の評価、検証といったものを行っていくものです。

その下に各地区サクラマスプロジェクト地域会議というのがございます。

これを今、実際に動いているところもございますが、各地区で組織化をして各地区の学校地域、家庭といったものが一緒に子どもたちを育てる仕組みをつくっていこうという考え方でございます。

こちらの事務局の方は、それぞれの公民館で持っていただくというふうなことで今、館長主事等ともそういう話をしています。

条例自体のところでは、第4条の構成で委員には、先ほど言いました各地域会議の代表とか、公民館代表、そういった方々に集まっていただきまして、先ほど言いました情報収集とか、協議をしていこうということです。

その子どもたちを育てる基本方針的なものをこの推進協議会の中でやっていこうというふうに考えているところです。

委員は15名以内を考えております。

こういった中で、ふるさとの学びであるとか豊かな体験そういったものをもとに、この吉賀町、いつの日かふるさと吉賀町を支える人材を育てていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この、推進協議会ですけども、それぞれの委員が代表というふうになっておりますが、地域的なかたよりといいますか、そういうものに対しての配慮をどのような形で行っていくのか、ということが1つと、それと今、蔵木のほうですすでに取り組みもしていただいておりますが、その中で特に特徴的な取り組み等がありましたら御紹介合わせてお願いします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えいたします。まず、この協議会の地域的な配慮はどうかということでございます。1つには地域会議の代表というのが一番最初に第1号として挙がっております。これには、それぞれの旧村単位の地区協議会をつくっていますけども、その代表の方には、5名全員入っていただくというふうに思っております。それからそれぞれの関係する団体からは、会長という縛りではなくて代表という形で何らかの地域的なこととかも配慮いた

だくような働きかけは、していきたいというふうに思っております。

それから、特徴的な取り組みということでございます。

先行して蔵木地区でいろんな試みをしておりますけれども、以前も申し上げたことがあるかもしれませんが、あそこでは、中学校の子供たち生徒が、中心になっていろんな活動をしております。

蔵木地区では、春のカタクリ祭りから水源祭り、それからヒガンバナ祭りといったそれぞれの季節季節の地区のイベントがございますけれども、そのイベントの中に実行委員として、入っていくというような取り組みも行われております。もちろんその大人たちがある程度教育的な配慮もしていく必要はありますけれども、子どもたちも自分たちがその祭りの中へ企画の段階から、参画をしていると自覚といいますか。高揚心といいますか、そういったものも持てるような今活動をしております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 協議会の構成する構成員というのは、ここに書いてありますが、その下の地域会議の構成というのは、これは、自治会でしょうか。そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。自治会の方にも入っていただきたいというのは、もちろんございますけれども、自治会だけでなくて右、一番右側にもありますけれども、地域にあります学校保育所公民館それから学校のPTAのかたそれから地域でやっておられます、その自治会・老人会・婦人会等々のさまざまな組織がその地区地区では、いろいろ特色を持った組織があるかと思いますが、そういった方たちにこの地域会へのメンバーになっていただきたいというふうに考えています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ないようですので、日程第33、議案第27号吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の制定についての質疑は保留しておきます。

日程第34、議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第34、議案第28号吉賀町民体育館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております議案第28号でございます。

吉賀町民体育館条例の一部を改正する条例について、吉賀町民体育館条例（平成17年吉賀町条例第93号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出吉賀町長。

これにつきましても、教育長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当のほうの石井教育長からの詳細説明を求めます。石井教

育長。

○教育長（石井 澄男君） それでは、議案２８号吉賀町民体育館条例の一部を改正する条例について詳細を説明いたします。

資料の方は、参考資料の２０ページに新旧対照表をつけてございます。

まず、この事案につきましては、１２月議会での一般質問をいただきました。その際に私の方から料金の格差解消に向けて調査検討を行うというふうに答弁をさせていただきました。その事案でございます。

まず、調査をいたしましたその結果も含めて御説明を申し上げます。

今、お話になっております、六日市体育館と柿木体育館の光熱使用料の特に冷暖房の使用料金のことでございますが、この契約形態につきましては、業務用電力というこれは中国電力でございますが、業務用電力いう電気契約でございます。

従って、電気の基本料金、それから電力量、要するに１キロワット当たり幾らこれも、同様な単価が両施設の設定がされているということでございます。

なお、これが設置されたエアコンが、あるいは建設された年度が違います。

六日市につきましては、昭和６３年度柿木体育館については、平成の１５年度ということで設備の設置時期がまず違うということもございます。

それから、両施設の空調施設の能力、それから、それに係る電気容量いうものについても大幅に違います。

少し説明をしておきたいと思います。

柿木体育館の空調の施設能力は、３３６キロワット、六日市体育館は、２１０キロワットいうことでございまして、いろんな場合で使いますけども、なかなか六日市体育館のほうでぬくもりが遅いとかいうようなことを御意見いただいているというのは、ここの能力の違いからでもあると思います。

そういったことでいろんな調査をいたしましたし、いろんな違いもわかりました。

ただ当時も、柿木の柿木体育館においても、六日市体育館においても料金の設定をするにあたっては、電気料相当額を今の単価使用料として算出をして決めたということは、お伺いいたしましたけども、先ほど言いましたように、昭和６３年度でありますとか、平成１５年度でありますとか、そういったときのものがございませんで、そういった同じような単価設定をしたんだろうと思いますが、この合併に合わせてそのときのものの単価をその条例に移しかえたというようなことで、ここに差異が出たというふうに思っております。

このことを踏まえて、資料のほうにもございますけども、柿木体育館の冷暖房の使用料３，４００円を２，０６０円に改定をするというもので提案をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 前から施設冷暖房料高いから安くしようという意見も議会からもありましたけど、これ、3,400円から2,060円に値下げするということになると思うんですが、そうした場合に町のほうで余分に負担せないけんくなるのか、そのあたりが現行の使用状態から見てどういう状態なのかを教えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） お答えいたします。まずです、先ほど中国電力の契約の業務電力ということは、お話をお伺いいたしました。それによりますと、計算をいたしますと現在、現在の時点での計算をいたしますと、基本料金が今1キロワット当たり1,701円という契約でございます。

それから先ほどもちょっと言いましたが、電力量、要するに1キロワットふえるごとに加算されていくものでございますが、それが、夏季で言いますと、夏季、夏ですね、夏で言いますと、1キロワット当たり14円1銭というような契約でございます。そういうことを単純に計算いたしますと、1,500円から600円ぐらいの1キロワットになるわけです。

ただし、ここが蓄熱調整費と言って、電気をこれまでにどれだけためたかっていうような契約も、実はこの契約の中に入っております、これは、一概に幾ら、毎月違いますんで、毎月金額が違います、これは向こうで、中電のほうで算出をされて、値引きのほうですけれども、値引きで請求されるものですが、そういったことがあって、かなり料金の算出に複雑になっております。で、まずその蓄熱のほうを除外して——複雑ですので——考えますと、おおむね1時間当たり1,500円というような数字が出てきました。そうすると、六日市体育館1,390円はおおむね妥当であろうというふうには思っています。

ただ、柿木の体育館につきましては、先ほどもちょっと言いましたが、消費電力、能力の違いですね、能力の違いがあります。ということは、能力が大きいということはそれで電気を使うということですので、そういったことから言いますと、これも今2,060円ぐらいにしておりますけれども、妥当であろうというふうに思っています。

したがって、質問にお答えいたしますが、まあ、ぴったし計算どおりにいただいてその電気料が、ぴったし同額で支払うということにはならないかもしれませんが、おおむね、つっぺができる金額になっていると思います。

もう一つ申し上げますと、実は昨年の26年の話をしますと、エアコンを使つての競技というのは——柿木体育館のみの話ですけども——ありません。使用の実態がありません。公の大会は

使ったことがございますので、使用料の請求はしておりませんが、民間の方、町民の方でエアコンを使っただけの利用形態は、去年はゼロでございますので、それに伴う町の手出しというようなものは、今のところ昨年の実態ではわかりかねます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第３４、議案第２８号吉賀町民体育館条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第３５．議案第２９号

日程第３６．議案第３０号

○議長（安永 友行君） 日程第３５、議案第２９号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定について及び日程第３６、議案第３０号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例についての２議案を一括に上程し、これを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第２９号に３０号を一括で提案申し上げたいと思います。

議案第２９号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定について。

吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成２７年３月９日提出、吉賀町長。

議案第３０号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について。

吉賀町民運動広場施設条例（平成１７年吉賀町条例第９８号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成２７年３月２９日、吉賀町長。

これにつきましては、蔵木のグラウンドゴルフ場が「町民ふれあい広場」という名称で同施設を使っておりましたので、これにやりかえるといったものでございます。これにつきましては、教育次長のほうから御説明を申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課よりの詳細説明を求めます。坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） それでは、ただいま議題に上がっております、議案第２９号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例と議案第３０号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例について詳細説明をしたいと思います。

今、町長が申し上げましたように、この条例は、蔵木の町民ふれあい広場をグラウンドゴルフの公認コースとするということで、蔵木グラウンドゴルフ場として整備するために新たな条例を

制定するものでございます。

資料は、21ページのほうをごらんいただけたらと思います。

今の町民ふれあい広場は、吉賀町民運動広場施設条例の中の別表の中に、町民ふれあい広場がございます。で、今回、グラウンドゴルフ場を公認コースとするということに当たりまして、独立した条例にしたいということでございます。

名称は、第2条にございますが、「吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場」で、位置は、吉賀町蔵木60番地2です。

施設は、管理棟とグラウンドゴルフコース2面でございます。

利用料金については、別表に定めております。

教育委員会は、特別な事由があるときは、利用料金を減免することができるという減免規定も設けております。

それから、第10条のところで、この管理を指定管理者に行わせることができるという項を設けております。

それから、第12条で、休場日を設けました。休場日は、毎週月曜日とするというふうにうたっております。

それから、利用時間については、第13条の中で、午前8時半から午後5時までとするということですが、ただし書きがあつて、教育委員会が必要と認める場合はこれを変更できるというふうなことがうたわれております。

次のページに別表がございまして、利用料金、第5条関係があります。この利用料金を定めるに当たりまして、現在は、利用料金は取っておりませんので、周辺の近隣町村等の規定等も参考にしながら定めたところです。

基本的には、高校生以下は無料。それから、一般は1回200円。1日ですね、1日200円。それで、会員になりますと、年間の利用料金を4,000円とするという形です。これについては、パス券と言いますか、そういったものを発行しようというふうに考えております。

それから、団体規定というのがございまして、団体で15人以上の場合には、1日1人100円とするということでございます。町外については、倍額となります。

続いて、吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例で、資料の21ページにあります新旧対照表ですけれども、別表の第2条の関係で町民ふれあい広場を削るというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明を終わりました。

これより、質疑を許します。質疑はありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） この条例の中に、条文の中に、完成後の当然施設の管理等の人材

を使つての管理とかその辺あたりのことがあると思うんですが、そういった雇用、そういったものが、この施設ができるにおいて生まれてくるのかということをちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。その管理については、27年度につきましては、年度の途中で完成ということがありますので、日ごろは教育委員会が直営という形をとりたいというふうに思っております。まあ直営と申しましても、（ ）人を見つけて管理等を雇用してやるという形です。で、28年度以降については、指定管理者の選定さしていただいて、指定管理者での管理というふうにさしていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） ちょっと細かいこと言いますが、管理者として1名、2名、そのあたりはもう考えておられますか。

○教育次長（坂田 浩明君） 今年度、27年度。

○議員（3番 三浦 浩明君） 今年度も、28年度も。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 28年度以降につきましては、先ほども申し上げましたように指定管理者を募って、それで選定をさしていただいて、その決定をされた指定管理者の方をお願いをしたいというふうに思ってます。

作業としたら、27年度の途中で、応募、公募とかそういった作業が出てくるかというふうに思います。この4月から大野原運動公園等も指定管理者の更新といいますか、新たにまたお願いしておりますけども、そういった同じ手続が必要になってくるかと思ひます。

27年度は、教育委員会が直営という形ではございますが、一応、予算のところでも出てまいりますけれども、半年分の賃金を計上さしていただいております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 大変小さいことなんですが、28年以降は指定管理ということなんですが、27年度のついては、ここの利用料金なんかにつきましては、会員の4,000円とか出とりますが、この得た収益は、教育委員会のほうに入るんでしょうか、それともどっか窓口か何かあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えいたします。

27年度は、教育委員会が直営でございますんで、町の財政のほうに入れるという形になるかと思ひます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2番、大多和議員。

○議員（２番 大多和安一君） 蔵木の今度、グラウンドゴルフ場できるんですが、今、あそこの「ゆ・ら・ら」が温泉施設とあわせてグラウンドゴルフができるよということで、広島のほうから集客をしておると思うんですが、その場合もやっぱり、今までは無料だったということなんで、今度は１人、団体だと２００円ということで、取るということになると思うんですが、その辺については、何か特別な手だてとかいうのを考えられるとかいうようなことはあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えいたします。

御指摘のように、町外でしたら一般は４００円、それから団体であれば２００円というふうな金額を設定をしております。で、団体の金額を設定をしたというところで御理解をいただいて、できるだけ１５人以上の団体となるように「ゆ・ら・ら」のほうも集客のほうに力を入れていただいたらというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第３５、議案第２９号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の制定について及び日程第３６、議案第３０号吉賀町民運動広場施設条例の一部を改正する条例についての２議案は質疑を保留しておきます。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） ここで、お諮りをします。本日の会議はこれで延会としたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日は、これで延会をすることに決定をしました。本日はこれで延会します。

午後４時２４分延会
